

令和7年度第1回埼玉県少子化対策協議会 次第

日時：令和7年7月8日（火）

10：00～11：30

方法：Teams

1 開会

2 挨拶

議長（埼玉県福祉部こども政策局長）

3 議題等

- （1）令和7年度における少子化対策協議会の運営について
- （2）放課後児童対策について
- （3）低年齢児保育促進事業について
- （4）障害児保育事業について
- （5）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について
- （6）児童福祉法等改正に伴う保育所等の職員による虐待に関する通告義務について
- （7）ベビーギフトの申請期限変更に際するフォローアップについて
- （8）地域少子化対策重点推進交付金について
- （9）埼玉県の働き方改革推進施策について
- （10）その他

4 閉会

少子化対策協議会

議長：県こども政策局長

構成委員：全市町村

内容を協議会に
フィードバック・共有

特定の事項に関する調査及び検討を行う場

【WGテーマ】

待機児童

〔 待機児童
対策協議会 〕

【WGテーマ】

子育て支援

【WGテーマ】

**結婚
新生活支援**

市町村

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度当初予算案 10億円の内数（11億円の内数）

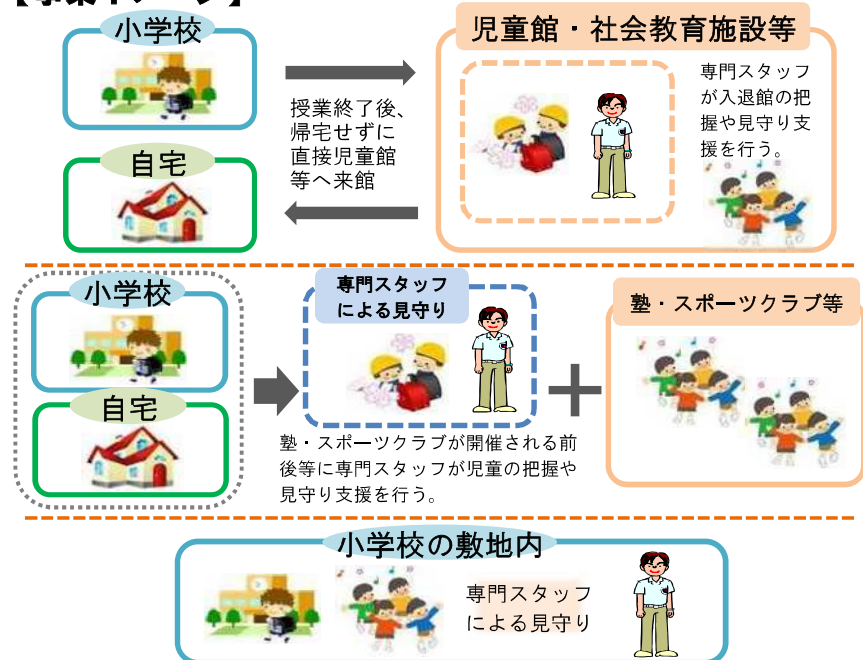
事業の目的

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、小学校等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

事業の概要

- 対象児童**：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部に就学している児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童
- 職員体制**：市町村が適当と認めた者を1名以上配置。
- 開所日数等**：原則週3日以上、かつ1日2時間以上
- 実施場所**：児童館、公民館、小学校、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用。
- 対象事業の要件**
 - 本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。
 - 塾・スポーツクラブなどの習い事をしてこどもが過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。
 - 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

【事業イメージ】



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

【補助基準額案】①運営費：1,116千円（年額） ②環境整備のための設備費等：500千円（年額）

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が生じている都道府県・市町村が実施、提案する、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するための先駆的な取組や民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業の実施等に係る経費を補助することにより、放課後児童クラブの量的拡充を図り、もって待機児童の解消を図る。

事業の概要

- 放課後児童クラブの待機児童が生じている都道府県（待機児童数300人以上）・市町村（待機児童数100人以上）が、待機児童を解消する目的で、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するため、事業の魅力発信を向上させる先駆的な取組や新たに民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業等について、国において採択を行い、当該事業の実施等に係る経費を補助する。
ただし、既存事業（保育士・保育所支援センター設置運営事業、保育士や保育事業者等への巡回支援事業、職員の資質向上・人材確保等研修事業、子育て支援員研修事業）で対応できる事業内容については、対象外とする。

<具体的な取組例>

- ・ 都道府県内の大学や短大等の高等教育機関等と連携したインターンシップ派遣や放課後児童クラブの職場見学会の開催
- ・ シルバー人材センター等と連携した新たな担い手確保のための研修の開催
- ・ こどもの居場所を運営する団体や、スポーツクラブや塾等の民間企業等に対して、放課後児童クラブに参入することを促進する広報や研修等の実施
- ・ 放課後児童クラブの職場の魅力発信を向上させる広報・周知活動

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（都道府県：待機児童数300人以上、市町村：待機児童数100人以上）

※令和 7 年度に上記人数以上の待機児童が生じる見込みの場合も含む。

【補助率】 定額（国：10／10）

【補助単価（年額）】 都道府県：10,000千円、市町村：3,000千円

放課後児童クラブ待機児童対策（民間事業者参入・職員確保支援事業）

現状と課題

- ・ 放課後児童クラブを増やしても待機児童が減らない（共働き家庭の増など）
- ・ 待機児童となった場合に、保護者は働き方を変えざるを得ない

対応案

- ・ 新たに民間企業の参入を促す（スポーツクラブや塾等）
- ・ 運営に必要な放課後児童支援員の確保

<令和7年度> 放課後児童クラブ民間事業者参入・職員確保支援事業

▶ 「放課後児童クラブスタートブック」の作成

- ・ これまで放課後児童クラブを運営したことのない、スポーツクラブや塾等の民間企業等が事業に参加しやすくなるよう放課後児童クラブの設置・運営に必要な基準等をまとめた冊子を作成する

▶ 「放課後児童支援員魅力発信動画」の作成

- ・ 放課後児童クラブの日常と放課後児童支援員のやりがいなど放課後児童支援員として放課後児童クラブで勤務することの良さをアピールする動画を作成する。
- ・ 作成した動画は、民間事業者やシルバー人材センター、就職フェアなどの機会を通じて使用する。

▶ シルバー人材センター訪問事業

- ・ 県内各シルバー人材センターを訪問し、放課後児童クラブで勤務することの魅力等を会員向けに発信し、新たな担い手を確保する。

▶ 放課後児童支援員等就職フェアの実施

- ・ 東西南北およびさいたま市において、放課後児童クラブへの就職相談会・就職フェアを実施し、放課後児童クラブで勤務を希望する方と放課後児童クラブをマッチングさせ、放課後児童クラブの担い手を確保する。

「朝のこどもの居場所づくりモデル事業」について

資料 2 - 3

▶ 埼玉県では令和7年度当初予算で「朝のこどもの居場所づくりモデル事業」を実施

「朝のこどもの居場所づくりモデル事業」

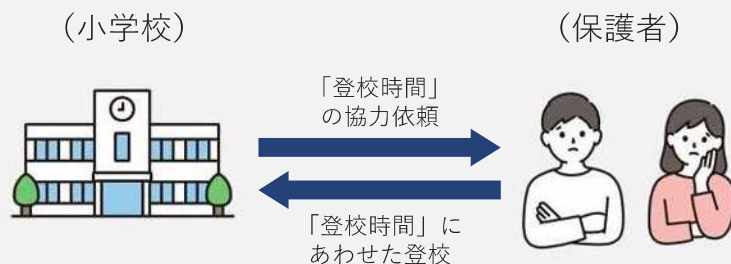
【事業概要】

- ・ 「朝のこどもの居場所づくり」に取り組む市町村に対して補助を実施・検証
- ・ 実施場所は小学校敷地内を想定（実施場所から小学校への移動の安全が確保できれば小学校敷地外でも可）
- ・ 1か所あたり2,000千円を補助（県2/3・市町村1/3）（4か所分）
- ・ モデル事業の実施期間は2年間を想定
- ・ 2年間のモデル事業での効果やあり方を踏まえ、県内他市町村へ展開を検討

<事業イメージ>

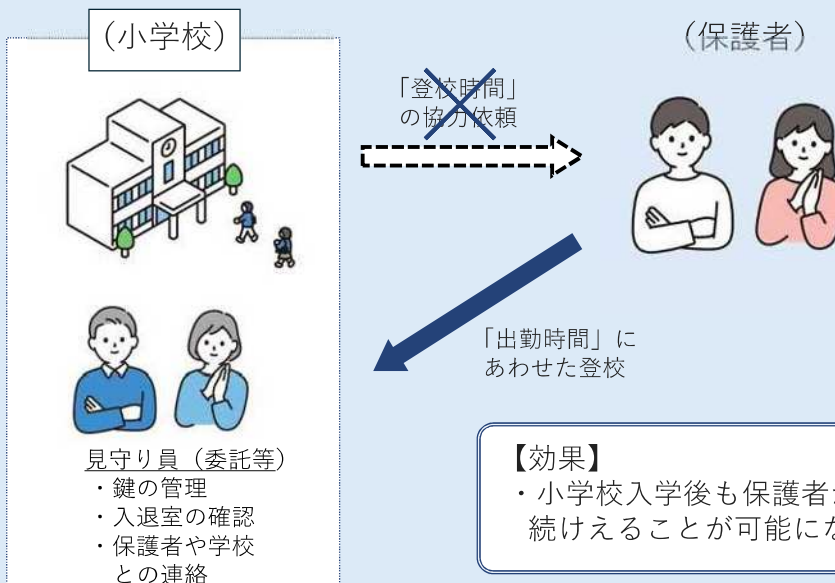
令和7年6月から
志木市で実施

【現状】



- ◆ 小学校
 - ・ 保護者へ「登校時間」の協力の依頼（教職員の働き方改革の観点）
- ◆ 保護者
 - ・ 登校時間に合わせた就労状況の変更

【導入後】



【効果】

- ・ 小学校入学後も保護者が仕事を続けえることが可能になる。

低年齢児保育促進事業について

令和7年7月8日
こども支援課

【低年齢児保育促進事業(一歳児担当保育士雇用費)について】

事業概要

一歳児担当保育士について、国が定める保育士配置基準は児童6人につき1人であるが、一歳児保育を手厚く行うため、児童4人につき1人として配置した場合にその加配に係る経費を補助する県単独事業

- ・ 開始年度：昭和56年度～（6:1→5:1）、平成元年度～（6:1→4:1）
- ・ 補助単価：児童1人あたり月20,000円（県1/2、市町村1/2）
- ・ 対象施設：私立保育所、私立認定こども園（保育所型・幼保連携型） ※R6県内実施率 92.6%
- ・ 補助対象：保育士、保育教諭
- ・ R7予算額：571,076千円

低年齢児保育促進事業について

【令和7年度改正点について(案)】

1 みなし保育士について

1 歳児担当保育士等として認める者の範囲の拡大。

【改正後】

みなし保育士（幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者*、准看護師）も 1 歳児担当保育士等として認める。

* 次のいずれかに該当する者とする。

- （１）保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤で 1 年相当程度）
- （２）家庭的保育者
- （３）子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））を修了した者

2 1 歳児担当保育士雇用費について

（１）補助単価

- ・ 公定価格における 1 歳児配置改善加算を取得する施設の場合
現行補助単価 1 歳児 1 人につき 2 万円から 1 歳児配置改善加算の単価（「その他地域」区分の単価）を減じた額を補助単価とする。
- ・ 公定価格における 1 歳児配置改善加算を取得しない施設の場合
従前どおり 1 歳児 1 人につき 2 万円を補助単価とする。

低年齢児保育促進事業について

【令和7年度改正点について(案)】

(2) 補助要件

以下のいずれの要件も満たす場合に補助を行う。ただし、令和7年度途中に要件を満たした場合は、4月1日に遡り、補助要件を満たしたものとして扱う。

- i 処遇改善等加算の区分1、区分2及び区分3のいずれも取得していること。
- ii 業務においてICTの活用を進めており、以下の①及び②～④のいずれか1つの機能以上の機器を導入し、業務に活用していること。

- ① 園児の登園及び降園に管理に関する機能
- ② 保育に係る計画・記録に関する機能
- ③ 保護者との連絡に関する機能
- ④ キャッシュレス決済に関する機能

【県独自の補助要件】

- ・ 加算要件「(3) 職員の平均経験年数10年以上」の早期達成が困難であることを踏まえ、要件(3)を免除し、県補助を継続する。
- ・ 令和7年度途中に i 及び ii の要件を満たした場合は、4月1日に遡り、補助要件を満たしたものとして取扱う。

【参考】公定価格における1歳児配置改善加算要件

1歳児の職員配置を5：1以上に改善し、以下の(1)～(3)の要件を全て満たした場合に加算される。

(1) 処遇改善等加算区分1、2、3の全てを取得している

(2) 業務においてICTの活用を進めている

(①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、

①及びもう1機能以上の機器を導入し活用している)

(3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上

低年齢児保育促進事業について

【参考】国通知 最終改正令和7年4月11日付け こ成保295及び7文科初第233号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」 1歳児配置加全加算（保育所部分抜粋）

4. 1歳児配置改善加算（⑩）

（1）加算の要件

Ⅱの1.（2）（ア）ⅰの年齢別配置基準のうち、1歳児に係る保育士配置基準を1歳児5人につき1人により実施し、以下の要件を満たす施設に加算する。なお、1歳児の実人数が5人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育士数を満たす場合は、加算が適用される。

<要件>

- ⅰ 処遇改善等加算（⑦、⑭）の区分1、区分2及び区分3のいずれも取得していること。
- ⅱ 業務においてICTの活用を進めており、以下の①及び②～④のいずれか1つの機能以上の機器を導入し、業務に活用していること。
 - ① 園児の登園及び降園に管理に関する機能
 - ② 保育に係る計画・記録に関する機能^{（注）}
（注）職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること
 - ③ 保護者との連絡に関する機能^{（注）}
（注）ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く
 - ④ キャッシュレス決済に関する機能
- ⅲ 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日こ成保296、7文科初第250号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知）第4加算額の算定、2区分1及び区分2の加算率の算定に示す方法により算定される「職員1人当たりの平均経験年数」が10年以上であること。

※ 原則として加算年度の4月1日時点の「職員1人当たりの平均経験年数」で判断することとするが、年度途中において職員の採用・異動等により本要件を満たす場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用すること。

低年齢児保育促進事業について

【保育士の配置基準及び配置改善加算一覧】

	配置基準 (保育士1人あたりのこどもの数)	経過措置	配置改善加算 (配置に関する要件を満たした場合に適用)
0歳児	3人	—	—
1歳児	<u>6人</u>	—	NEW 令和7年4月～ あり(加算要件あり)
2歳児	6人	—	—
3歳児	R6年度 改正 20→15人	あり	あり(加算要件なし)
4・5歳児	R6年度 改正 30→25人	あり	あり(加算要件なし)

★1歳児の配置改善加算が新たに創設。配置基準はそのまま。

障害児保育事業について

令和7年7月8日
こども支援課

○ 事業概要

- ・ 中軽度の障害児 3 人につき 1 人以上の保育士を加配する場合の経費を補助する

○ 実施主体

- ・ 市町村（政令指定都市・中核市を除く）

○ 補助単価

- ・ 児童 1 人あたり 月額 40,000円（県1/2、市町村1/2）

○ 令和7年度予算

- ・ 59,280千円

【参考①】：交付税基準額：児童 1 人あたり年1,633,601円

【参考②】：市町村単独事業を実施していない（県事業のみ実施している）市町村数
10市町村（R7.5県調査：公立保育園のみの2町村除く）

国の通知（令和6年12月5日 こども家庭庁成育局保育政策課）

事務連絡
令和6年12月5日

都道府県
各 指定都市 保育主管部（局）御中
中核市

別紙

こども家庭庁成育局保育政策課

保育所等における障害のあるこどもの受入れについて

保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

保育所等における障害のあるこどもの受入れ数は約9万人であり、10年前と比較すると約2倍となっております。令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」においても、「経済的に困難な家庭のこども、障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支え、「誰一人取り残さない」社会を実現する観点から、それぞれの地域において包括的な支援を提供する体制の整備が求められる。」と明記され、保育所等における障害のあるこどもの受入れについて一層の受入体制の整備が求められているところです。

また、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づく取組が推進されております。

これらを踏まえ、貴自治体におかれては、下記内容について十分御了知の上、保育所等における障害のあるこどもの受入れにおいて御留意いただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市・中核市を除き、特別区を含む。）及び管内保育所等に対し、適切に周知して頂きますようお願いいたします。

保育所等における障害のあるこどもに対する国の支援政策について

1. 障害児保育に係る地方交付税措置

障害児保育に要する経費については、地方交付税として措置されております。

- ・障害のあるこどもの保育については一人一人のこどもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で実施される必要があること
- ・家庭や関係機関と連携した支援が必要であること

等に鑑み、各市区町村におかれては、概ね障害児2名に対し保育士1名の配置を標準としつつ、障害のあるこどもの状況等に応じて適切に職員を配置し、引き続き障害児保育を推進していただくようお願いしております。

県から市町村への通知（令和7年6月6日こども支援課長）

市町村保育担当課向け通知

事務連絡
令和7年6月6日

市町村課長 様

こども支援課長

令和7年度障害児保育に係る補助状況調査の実施結果送付について（依頼）

この度、当課で各市町村の障害児保育担当課に対し、令和7年4月28日付けで照会した令和7年度障害児保育に係る補助状況調査について集計結果を取りまとめましたので、別紙のとおり各市町村財政担当課長あてに共有することといたしました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ではございますが、各市町村財政担当課へ送付していただきますようお願いいたします。

市町村財政担当課向け通知

事務連絡
令和7年6月6日

各市町村財政担当課長 様

埼玉県福祉部こども支援課長

令和7年度障害児保育に係る補助状況調査の実施結果について

保育行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当課で各市町村の障害児保育担当課に対し、令和7年4月28日付けで照会した令和7年度障害児保育に係る補助状況調査について集計結果を取りまとめましたので、別紙のとおり共有いたします。

障害児保育に要する経費については、地方交付税として措置されており、概ね障害児2名に対し、保育士1名の配置を標準としつつ、障害のあるこどもの状況等に応じて適切に職員を配置するよう国からも通知がされているところで、（令和6年12月5日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）。

県単独事業の障害児保育事業は、令和7年度をもって廃止しますので、各市町村の財政担当課におかれましても、障害児保育予算の充実、拡充にご理解を賜いますよう、よろしくお願いいたします。

令和7年度障害児保育に係る補助状況調査

[illegible]

令和7年度障害児保育に係る補助状況調査

[illegible]

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 5 日

都道府県
各 指定都市 保育主管部（局）御中
中 核 市

こども家庭庁成育局保育政策課

保育所等における障害のあるこどもの受入れについて

保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

保育所等における障害のあるこどもの受入れ数は約 9 万人であり、10 年前と比較すると約 2 倍となっております。令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された「こども未来戦略」においても、「経済的に困難な家庭のこども、障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支え、「誰一人取り残さない」社会を実現する観点から、それぞれの地域において包括的な支援を提供する体制の整備が求められる。」と明記され、保育所等における障害のあるこどもの受入れについて一層の受入体制の整備が求められているところです。

また、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づく取組が推進されております。

これらを踏まえ、貴自治体におかれては、下記内容について十分御了知の上、保育所等における障害のあるこどもの受入れにおいて御留意いただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市・中核市を除き、特別区を含む。）及び管内保育所等に対し、適切に周知して頂きますようお願いいたします。

記

○ 不当な差別的取扱いについて

障害者差別解消法では、「行政機関や事業者は、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」とされています。＜参考1参照＞

つきましては、単に障害を理由として一律に保育時間や受入年齢の取扱いに差異を設けるといった対応は適当ではないことから、こうした不当な差別的取扱いをしている条例・規則等の規定がないかといった確認を含め、同法に基づく対応を徹底するようお願いします。

なお、こども家庭庁では「不当な差別的取扱いの基本的考え方」や「正当な理由の判断の視点」を示しております。＜参考2参照＞

保育所等における障害のあるこどもの受入れについては、
例えば、

- 正当な理由なく、障害を理由として、保育の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること
- 正当な理由なく、障害を理由として、保育標準時間の取扱いに差異を設けること

などの不当な差別的取扱いは行わないよう、御留意願います。

また、正当な理由の判断に関しては、個別の事案ごとに、
例えば、

- 安全の確保
- 事業の目的・内容・機能の維持
- 損害発生防止

などの観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断していただくとともに、障害を理由として保育の提供等に制限や差異を設けることに正当な理由があると判断した場合は、障害のあるこどもや保護者に丁寧かつ具体的にその理由を説明し、理解を得るよう努めていただきますようお願いします。

加えて、こども家庭庁においては、保育所等における障害のあるこどもに対する支援施策＜別紙参照＞を講じておりますので、積極的にご活用頂きますよう、お願いします。

【担当】

こども家庭庁成育局保育政策課
保育医療対策係
TEL 03-6858-0056

平成二十五年法律第六十五号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

こども家庭庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（抄）

第二 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

1. 不当な差別的取扱い

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

事業者は、法第8条第1項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と比べ不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

ア. 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

イ. したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーの保護に配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、問題となる事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より、障害者を不利に扱うことである点に留意する必要がある。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に

行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないといえる場合である。事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得よう努めることが望ましい。その際、事業者と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

別紙

保育所等における障害のあるこどもに対する国の支援政策について

1. 障害児保育に係る地方交付税措置

障害児保育に要する経費については、地方交付税として措置されております。

- ・障害のあるこどもの保育については一人一人のこどもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で実施される必要があること。
- ・家庭や関係機関と連携した支援が必要であること。

等に鑑み、各市区町村におかれては、概ね障害児2名に対し保育士1名の配置を標準としつつ、障害のあるこどもの状況等に応じて適切に職員を配置し、引き続き障害児保育を推進していただくようお願いしております。

2. 療育支援加算（子どものための教育・保育給付交付金）

主任保育士を主任業務に専任させるための代替保育士の配置等の実施に係る加算（主任保育士専任加算）の対象であって、かつ障害児を受け入れている施設において、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者を配置するために必要な経費を負担するもの。

負担率：国1／2、都道府県1／4、市町村1／4（※）

※0歳～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合。以下同じ。

令和6年度補助単価（保育所かつ、処遇改善等加算率15%の場合）

- ① 特別児童扶養手当支給対象児童受入施設の場合月額：約60千円
- ② ①以外の障害児受入施設の場合月額：約40千円

3. 障害児保育加算（子どものための教育・保育給付交付金）

障害児を受け入れる特定地域型保育事業所（居宅訪問型保育を行う事業所を除く。）において、障害児2人につき、保育士1人を配置するために必要な経費を負担するもの。（特定教育・保育施設は加算対象外）

負担率：国1／2、都道府県1／4、市町村1／4（※）

令和6年度補助単価障害児（1，2歳児）1人当たり月額
（小規模保育A型事業所（定員13～19名）かつ、処遇改善等加算率15%、地域区分「その他地域」の場合）：約163千円

4. 保育士等キャリアアップ研修

(子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金)

保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する「保育士等キャリアアップ研修」の研修分野として「障害児保育」を盛り込み、当該研修を実施するために必要な経費の一部を補助するもの。

補助率：国 1／2、都道府県・市町村 1／2

令和 6 年度補助単価：研修の実施に要する費用としてこども家庭庁長官が認めた額

5. 職務分野別リーダー及び専門リーダーの処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）

(子どものための教育・保育給付交付金)

保育士等キャリアアップ研修を修了し、障害児保育を含め、職務分野別リーダー又は専門リーダーとなった職員に対して、その取組に応じた人件費の加算に必要な経費を負担するもの。

※研修に係る要件については、職員の研修の受講状況等を踏まえ決定。

負担率：国 1／2、都道府県 1／4、市町村 1／4

令和 6 年度補助単価

① 専門リーダー（1 人当たり）月額：49 千円

② 職務分野別リーダー（1 人当たり）月額：6 千円

6. 保育環境改善等事業（保育対策総合支援事業費補助金）

障害児受入促進事業

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等に必要な経費の一部を補助するもの。

補助率：国 1／3、都道府県 1／3、市町村 1／3

国 1／3、指定都市・中核市 2／3

令和 6 年度補助単価 年額：1,029 千円

7. 保育所等訪問支援（障害児入所給付費等負担金）

保育所等を利用中の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、児童発達支援センター等による訪問支援を実施するために必要な費用を負担するもの。（個別給付）

負担率：国 1／2、都道府県 1／4、市町村 1／4

令和 6 年度基本報酬額：個々の利用状況により異なる。

8. 地域障害児支援体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）

巡回支援専門員整備

発達障害児支援に関するアセスメントや支援手法についての知識と技術を持った専門員が、保育所等のこどもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障害が気になる段階から支援を行うために必要な経費の一部を補助するもの。

補助率：国 1／2、都道府県 1／4、市町村 1／4

令和 6 年度補助単価：1 市町村当たり 5,572 千円

※ 詳細については各交付要綱等をご参照いただきますようお願いいたします。

令和6年度普通交付税、地方特例交付金及び
臨時財政対策債発行可能額の改正点及び注意点

(市 町 村 分)

基	準	財	政	需	要	額
基	準	財	政	収	入	額
地	方	特	例	交	付	金
臨	時	財	政	対	策	債
発	行	可	能	額		

R 6 . 7

総務省自治財政局交付税課

(四) こども子育て費

段階補正係数×普通態容補正Ⅰ係数＋（密度補正Ⅰ係数－１）＋（密度補正Ⅱ係数－１）＋（密度補正Ⅲ係数－１）
（密度補正Ⅳ係数－１）＋（事業費補正係数－１）＋（普通態容補正Ⅱ係数－１）＋経常態容補正係数

(1) 普通態容補正Ⅰ

指定都市、児童相談所設置中核市及び中核市に対して移譲された事務に係る経費について、権能差により反映していること。なお、福祉事務所設置町村については、一般市と同様の権能としていること。

(2) 密度補正

密度補正係数の算定方法は次のとおりである。

(密度補正Ⅰ係数－１)

【施設型給付費（２・３号認定子ども）分】

$$= \frac{1}{A \times 159,000\text{円}} \times \left\{ (B_{公1} \times \alpha_{公1} - 176\text{人} \times \frac{A}{16,000\text{人}}) \times 1,546,424\text{円} + (B_{公2} \times \alpha_{公2} - 344\text{人} \times \frac{A}{16,000\text{人}}) \times 742,899\text{円} \right. \\ \left. + (B_{私1} \times \alpha_{私1} - 650\text{人} \times \frac{A}{16,000\text{人}}) \times 386,606\text{円} + (B_{私2} \times \alpha_{私2} - 986\text{人} \times \frac{A}{16,000\text{人}}) \times 185,725\text{円} \right.$$

$$\left. + (B_{障} + C_{障} - 47\text{人} \times \frac{A}{16,000\text{人}}) \times 1,633,601\text{円} \right\}$$

$$= \left(\frac{B_{公1} \times \alpha_{公1} \times 100}{A} - 1.100\text{人} \right) \times 0.097 + \left(\frac{B_{公2} \times \alpha_{公2} \times 100}{A} - 2.150\text{人} \right) \times 0.047 \\ + \left(\frac{B_{私1} \times \alpha_{私1} \times 100}{A} - 4.063\text{人} \right) \times 0.024 + \left(\frac{B_{私2} \times \alpha_{私2} \times 100}{A} - 6.163\text{人} \right) \times 0.012 \\ + \left(\frac{(B_{障} + C_{障}) \times 100}{A} - 0.294\text{人} \right) \times 0.103$$

$$\alpha_{公1} = 1.3 \times \left(\frac{a \times b_1 \times c}{1.064} + d_1 \right) - 0.3 \times e$$

$$\alpha_{公2} = \frac{a \times b_2 \times c}{1.061} + d_2$$

$$\alpha_{私1} = \frac{\beta_{私1}}{367,016\text{円}}, \quad \beta_{私1} = \frac{(i_1 - j) \times 12 \times 0.25}{k_1}$$

$$\alpha_{私2} = \frac{\beta_{私2}}{212,698\text{円}}, \quad \beta_{私2} = \frac{i_2 \times 12 \times 0.25}{k_2}$$

【地域型保育給付費分】

$$= \frac{1}{A \times 159,000\text{円}} \times (D \times 556,931\text{円} - 44,152\text{千円} \times \frac{A}{16,000\text{人}}) = \frac{D \times 3.503}{A} - 0.017$$

986人：標準団体の私立保育施設在籍人員数（2号認定子ども）（単価差を加味せず設定）

185,725円：私立保育施設に係る児童一人当たり単価（2号認定子ども）

47人：標準団体の保育所等における受入障害児数

1,633,601円：障害児保育に要する受入障害児一人当たり単価

367,016円：前年度私立保育施設保育単価（満3歳未満子どもに係る額）

212,698円：前年度私立保育施設保育単価（満3歳以上子どもに係る額）

1.064： $a \times b_1 \times c$ の全国平均値

1.061： $a \times b_2 \times c$ の全国平均値

0.25：市町村負担率 $\frac{2.5}{10}$

556,931円：地域型保育給付に係る子ども1人当たり単価

44,152千円：標準団体に算入されている地域型保育給付費の所要額（一般財源）

40,805円：施設等利用給付に係る子ども1人当たり単価（私立幼稚園（新制度移行分除く）に係る額を除く）（一般財源）

363人：標準団体の子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数（単価差を加味せず設定）

9,588円：前年度施設等利用給付支給額単価（私立幼稚園（新制度移行分除く）に係る額を除く）

408,850円：障害者サービスのうち日中活動系サービス利用者（「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」）1人当たり単価

425人：標準団地で想定している日中活動系サービス利用者（「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」）数

16,000円：児童手当支給対象児童数（3歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分の計））1人当たり単価

30,000円：児童手当支給対象児童数（3歳未満）（非被用者・本則給付分）1人当たり単価

20,000円：児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（（被用者・本則給付分のうち第1・2子分）及び（施設等受給資格者分の計））1人当たり単価

20,000円：児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第1・2子分）1人当たり単価

30,000円：児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第3子以降分）1人当たり単価

30,000円：児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第3子以降分）1人当たり単価

20,000円：児童手当支給対象児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分の計））1人当たり単価

20,000円：児童手当支給対象児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）1人当たり単価

180,000円：児童手当支給対象児童数（3歳未満）（地方公務員・本則給付分）1人当たり単価

120,000円：児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1・2子分）1人当たり単価

180,000円：児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）1人当たり単価

120,000円：児童手当支給対象児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）1人当たり単価

10,000円：児童手当支給対象児童数（（3歳未満）（被用者・特例給付分）、（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第1・2子分）、（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第3子以降分）及び（中学校）（被用者・特例給付分））1人当たり単価

10,000円：児童手当支給対象児童数（（3歳未満）（非被用者・特例給付分）、（3歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第1・2子分）、（3歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第3子

こども誰でも通園制度 都道府県担当者オンライン説明会 (2025.5.16 全都道府県対象)

こども家庭庁保育政策課地域支援係
作成：2025/5/15

こどもみんなが
こども家庭庁

説明の流れ

- ① 保育政策の新たな方向性
- ② こども誰でも通園制度
- ③ 総合支援システム
- ④ 自治体の準備
- ⑤ お願いしたい事項
- ⑥ 参考資料

保育政策の新たな方向性について

保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

概要

令和6年12月20日
公表

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和7年度

令和10年度末

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

保育政策の新たな方向性

- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
 - 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立(R5.4.1施行)
 - 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。5

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保。
- 全国各地域において、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を最大限発揮し、全てのこどもの育ちの保障と、安心して子育てできる環境の確保が実現されるよう、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有し、緊密に連携・協働して取組を強力に推進。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める。**【地域で必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】**

○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備等の促進 等

○人口減少地域における保育機能の確保・強化

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な取組の促進・多機能化の取組の促進 等

○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

- ・4・5歳児、3歳児の配置改善の促進、1歳児の配置改善
- ・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等

○保育の質の確保・向上、安全性の確保

- ・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進
- ・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化 等

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める。

【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

○こども誰でも通園制度の推進

- ・制度の創設と実施体制の整備・円滑な運用や利用の促進 等

○多様なニーズに対応した保育の充実

- ・障害児・医療的ケア児等の受入体制の充実
- ・病児保育、延長保育、一時預かりの充実 等

○家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進

- ・相談支援や居場所づくり等の推進
- ・要支援児童への対応強化
- ・「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進 等

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善 **【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】**

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

- ・民間給与動向等を踏まえた改善・経営情報の見える化の推進 等

○保育DXの推進による業務改善

- ・保育所・幼稚園等におけるICT化の推進・給付・監査業務や保活の基盤整備 等

○働きやすい職場環境づくり

- ・保育補助者等の活用促進 等

○新規資格取得と就労の促進

- ・資格取得や就業継続の支援の充実 等

○離職者の再就職・職場復帰の促進

- ・保育士・保育所支援セクターの機能強化 等

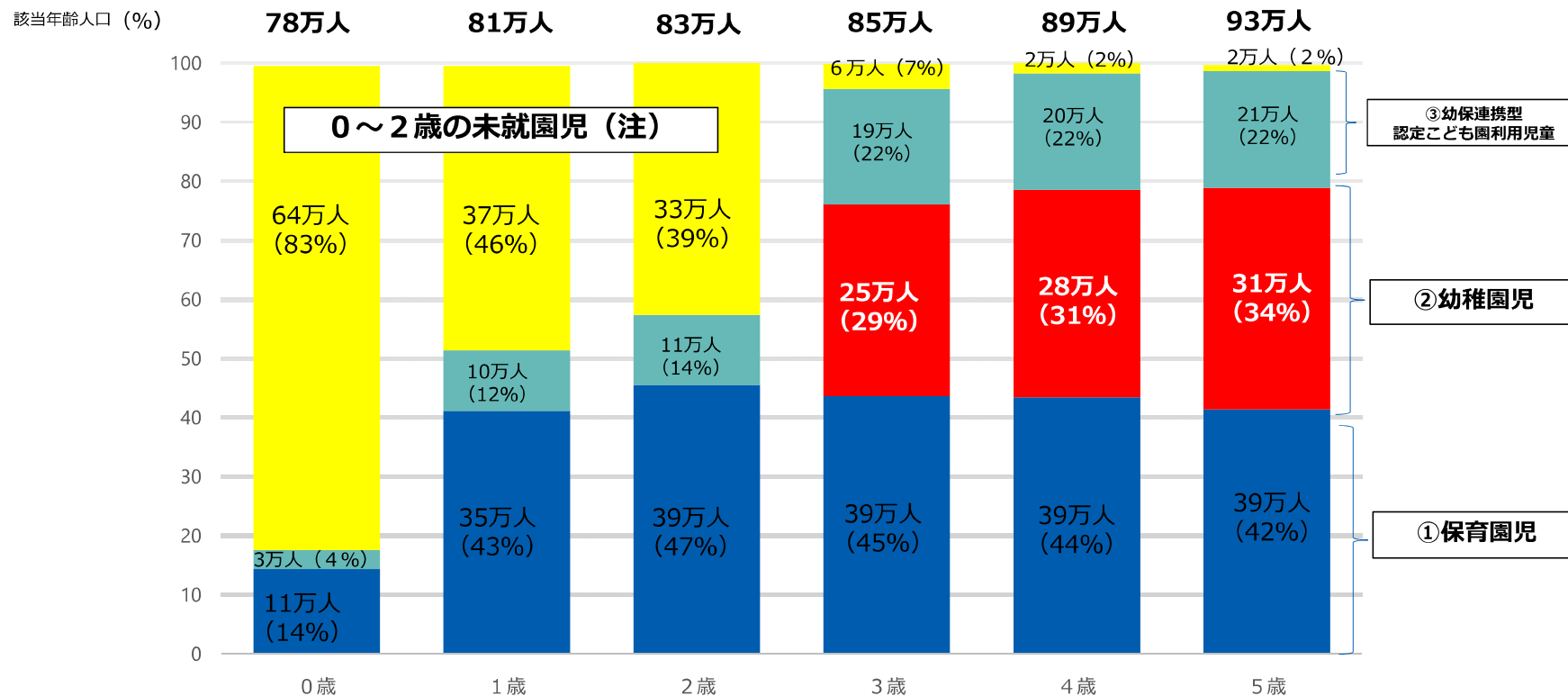
○保育の現場・職業の魅力発信

- ・多様な関係者による検討・発信 等

こども誰でも通園制度について

年齢別の未就園児の割合（令和5年度）

○ 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割（約134万人）、3～5歳児の約4%（約10万人）となっている。



（注）各年齢の人口から①～③を差し引いた推計。企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和5年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。

※幼保連携型認定こども園の数値は令和5年度「認定こども園に関する状況調査」（令和5年4月1日現在）より。

※「幼稚園」には特別支援学校幼稚園、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和5年度「学校基本調査」（確定値、令和5年5月1日現在）より。

※保育所の数値は「待機児童数調査」（令和5年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和4年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。

※「就園していない児童」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

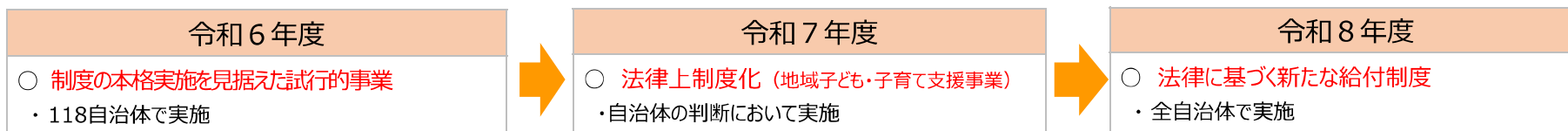
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設



- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※1）を規定。
 （※1）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化



2.(1) こども誰でも通園制度の推進

令和6年12月20日
公表

現状・課題等

- 0～2歳児の約6割はいわゆる未就園児である中で、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、全てのこどもの育ちの保障や子育て家庭への支援の強化が課題に
- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律【R6.6成立】で、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を創設【R7.4 制度化 R8.4 本格実施】



- 令和7年度の施行に向けて、令和6年度は試行的事業を実施（118自治体）
 - ・利用可能時間 : こども一人当たり「月10時間」を上限
 - ・単価（補助基準） : こども一人1時間あたり850円
 - ・職員配置基準 : 一時預かり事業に準拠（1/2保育士）
- 令和7年度の制度化、令和8年度の本格実施（給付化）に向けて、制度詳細の検討、施設整備、研修の充実、システム整備等を着実に進めていく必要がある

こども誰でも通園制度
「ロゴマーク」

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

令和7年度に制度化、令和8年度に給付化し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援

対応のポイント



- こども誰でも通園制度を着実に施行
- 令和8年度から全ての自治体で実施され利用が進むよう制度の構築と体制の整備を推進
- 実施の状況を踏まえた制度・運用の改善

- 令和7年度から、こども誰でも通園制度を児童福祉法上の「乳児等通園支援事業」として制度化。子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業として、希望する自治体を実施

- ・利用可能時間 : こども一人当たり「月10時間」を上限
- ・単価（補助基準） : 年齢に応じた単価を設定
- ・職員配置基準 : 一時預かり事業に準拠（1/2保育士）

- 令和8年度の給付化に向けた制度の構築（公定価格の設定等）、自治体支援や普及啓発を進める

- 実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援【R6補正】

- こども誰でも通園制度のための新たな研修内容や研修ツールを構築・作成し、こども誰でも通園制度の特性等を踏まえた人材育成を推進

- 障害児・医療的ケア児も通園できる環境整備、要支援児童の対応充実

- 制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引きや実施の好事例集を作成・普及【R7～】

- 制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用【R7～】



○全てのこどもたちがこども誰でも通園制度を通じて健やかに成長できる環境を作る

【こども誰でも通園制度の実施割合（自治体）：100%（令和8年度）】

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における 取りまとめ

概要

第1 こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討の背景

- 全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものとして「こども誰でも通園制度」を創設
- 令和7年度の制度の在り方、令和8年度からの本格実施に向けた検討の方向性について、検討会で議論し、取りまとめ

第2 令和7年度の制度の在り方について

①令和7年度の利用可能時間

- ・制度の本格実施を見据えて、都市部を含め全国で提供できる体制を確保できるようにすること、保育人材確保の状況等を踏まえ、月10時間。

②対象施設及び認可手続

- ・多様な主体の参画を認める観点から、対象施設自体は限定しない。認可基準を満たしており、適切に事業を実施できる施設であれば認める。

③対象となる子ども

- ・伴走型相談支援等が実施されていることや、安全配慮上の懸念にも鑑み、保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満とする。

④利用方式

- ・こども・保護者のニーズは様々であること等を踏まえ、利用方式については法令上の規定を設けない。

⑤実施方式

- ・一般型、余裕活用型を法令上位置付けた上で、こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認める。

⑥人員配置基準

- ・「こどもの安全」が確保されることを前提に、一時預かり事業と同様の人員配置基準とする。

⑦設備基準

- ・試行的事業の実施状況等を踏まえ、一時預かり事業と同様の設備運営基準とする。

⑧安定的な運営の確保

- ・年齢に応じた補助単価、障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算を設けつつ、しっかりと運営できるものとなるよう設定。

⑨その他の事項（手引、総合支援システム）

- ・実施に当たっての手引について、自治体や検討会の構成員等の関係者の意見を聴いてとりまとめ、年度末までに示す。
- ・予約管理・データ管理・請求書発行機能を有するシステムについて、令和7年度から運用開始を予定。運用開始後も運用状況や関係者の意見等を踏まえ、必要な改修を行っていく。

令和7年度予算 ※取りまとめ後追記。
0歳児:1,300円 1歳児:1,100円 2歳児:900円

第3 令和8年度の本格実施に向けて

①令和8年度以降の利用可能時間

- ・令和7年度における制度の実施状況、全国的な提供体制の確保状況、保育人材の確保状況等を踏まえ、引き続き検討。

②給付化に伴う公定価格の設定

- ・令和8年度からの給付化に伴い、必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう公定価格を設定する必要。

③こども誰でも通園制度の従事者に対する研修

- ・安全性や専門性を担保するため、従事者向けの研修を開発するべきであり、その内容や実施方法について、引き続き検討。

④市町村による提供体制の整備と広域利用の関係

- ・市町村は子ども・子育て支援事業計画に量の見込みを記載した上で、提供体制を確保。広域利用の在り方も含めて整理が必要。

⑤令和8年度の全国実施に向けた市町村や事業者の準備等

- ・全ての市町村が量・質両面から提供体制を確保等できるよう、こども家庭庁・都道府県による支援が必要。

第4 おわりに

- 令和8年度の本格実施に向けて、引き続き、学識経験者、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、地方公共団体と意見交換や議論を重ねながら検討していくべきである。

- 実施事業者はもとより従事する保育者や自治体の担当者が、この制度の趣旨目的を理解するとともに、年齢ごとの関わり方の留意点や利用方法など、適切に事業を実施する上で参考となる事項をお示しする。

目次

I 基本的事項

①制度の意義

1. 基本的な考え方
2. こどもの成長の観点からの意義
3. 保護者にとっての意義
4. 保育者にとっての意義
5. 事業者にとっての意義
6. 制度の意義を実現するための自治体の役割

②令和7年度の制度の概要

1. 制度の概要
2. 事業の全体像

II 事業実施の留意事項

①共通事項

- ②通園初期の対応
- ③年齢ごとの関わり方の特徴と留意点
- ④特別な配慮が必要なこどもへの対応
- ⑤計画と記録
- ⑥保護者への対応
- ⑦要支援家庭への対応上の留意点
- ⑧その他

III その他の留意点等

- ①個人情報の取扱いについて
- ②他制度との関係
- ③職員の資質向上等

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算額 2,138億円の内数（2,074億円の内数）

※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設する。

事業の概要

【対象児童】 保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない
0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【実施施設】 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、
地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター 等

【実施方法】 一般型（在園児合同又は専用室独立型）又は余裕活用型

【単 価】 補助基準額上、月の上限を10時間とした上で、こどもの年齢に応じて、こども一人1時間
当たりの単価を設定。

※こどもの年齢に応じた単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。

加えて、障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算についても
単価を設定。

	こども一人 1時間当たり単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円
障害児加算	400円
要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円

実施主体等

【実施主体】
市町村

【補助単価】

人口規模に応じ、補助基準額の上限を設定する。

これに加え、賃借料加算（※）を設ける。

（※）1事業所当たり年額3,066千円

（令和7年度以降に賃借により開設した事業所に限る）

【補助割合】

国：3/4 市町村：1/4

	①乳児等通園支援事業 の実施に必要な経費	②指導監督員の雇上 げに必要な経費	合計
人口100万人以上	167,430千円	18,252千円	185,682千円
人口50万人～ 100万人未満	134,180千円	9,126千円	143,306千円
人口10万人～ 50万人未満	125,568千円	4,563千円	130,131千円
人口5万人～ 10万人未満	37,189千円	4,563千円	41,752千円
人口5万人未満	17,214千円	4,563千円	21,777千円

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（R7予算）

【実施施設】 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点 等
（※基準を満たしていれば施設類型は問わない）

【対象となるこども】 0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【利用可能時間（補助基準）】 こども一人あたり「月10時間」を上限

【単価（補助基準）】 0歳児一人1時間あたり1,300円
1歳児一人1時間あたり1,100円
2歳児一人1時間あたり 900円
（※障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算有）

【利用料】 1時間あたり300円程度を標準に徴収可

【利用方法】 定期利用（園・曜日・時間固定）/柔軟利用
（※親子通園も可（長期間続く状態とならないよう留意））

【実施方法】 一般型（専用室/在園児合同）/余裕活用型（空き定員活用）

【職員配置・設備基準】 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

※内閣府令：第20条、第21条、22条、25条



こども誰でも通園制度の人員配置・設備運営基準等

事項	内閣府令案	考え方
①対象施設 【児童福祉法施行規則】	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育事業所 ・家庭的保育事業所 ・事業所内保育事業所 ・幼稚園 等 ※認可基準を満たしていれば施設類型は問わない。	多様な主体の参画を認める観点から対象施設は限定をせず、適切に事業を実施できる施設であれば認めることとする。
②対象となる こども（年齢） 【児童福祉法施行規則】	0歳6か月～満3歳未満	0歳6か月までの期間については伴走型相談支援事業等が実施されていることや、安全配慮上の懸念を踏まえ、対象となるこどもの年齢については、0歳6か月～満3歳未満とする。
③認可手続 【児童福祉法施行規則】	家庭的保育事業等と同様※1	家庭的保育事業等と同様の仕組みとする。その上で、市町村の事務負担を鑑み、法令に反しない範囲で手続を簡素化できる方策として市町村において参考としていただける内容を事務連絡においてお示しする。
④利用方式	法令上規定しない	こども・保護者ともにニーズは様々であること等を踏まえ、自治体や事業者において実施方式を選択したり、組み合わせたりして実施することを可能とし、利用方式については、法令上規定しないこととする。
⑤実施方法 【設備運営基準】	①一般型 ②余裕活用型	試行的事業に引き続き、実施方法として、一般型、余裕活用型を法令上位置づける。 その上で、こども誰でも通園制度は、「通園」を基本とする制度であるが、保育所等で過ごすことや、外出することが難しい状態にあるこども（医療的ケア児や障害児を想定）に対応するために、当該こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認めることとする。
⑥人員配置基準 【設備運営基準】	①一般型 ・一般型一時預かり事業と同様の基準※2 ※2分の1は保育士 ②余裕活用型 ・各施設又は事業の基準による	「こどもの安全」が確保されることを前提とした上で、試行的事業の実施状況も踏まえ、一時預かり事業と同様の人員配置基準とする。 ※通常の保育や一時預かり事業との相違があることを踏まえ、令和8年度の本格実施に向けて、従事者に対する必要な研修の内容及実施方法の検討を進める。
⑦設備の基準 【設備運営基準】	①一般型 ・一般型一時預かり事業と同様の基準※3 ②余裕活用型 ・各施設又は事業の基準による	試行的事業を実施する事業所類型が多様であることや、試行的事業から制度化に当たって円滑に移行していく必要性を踏まえ、試行的事業に引き続き、一時預かり事業と同様の設備基準を定めることとする。

※1 事業を実施するにあたっての経済的基礎や社会的信望、設備運営基準への適合状況について市町村が審査し、認可を行う。

※2 乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を2分の1以上。なお、保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修又は家庭的保育者基礎研修と同様の研修）を終了した者とする。

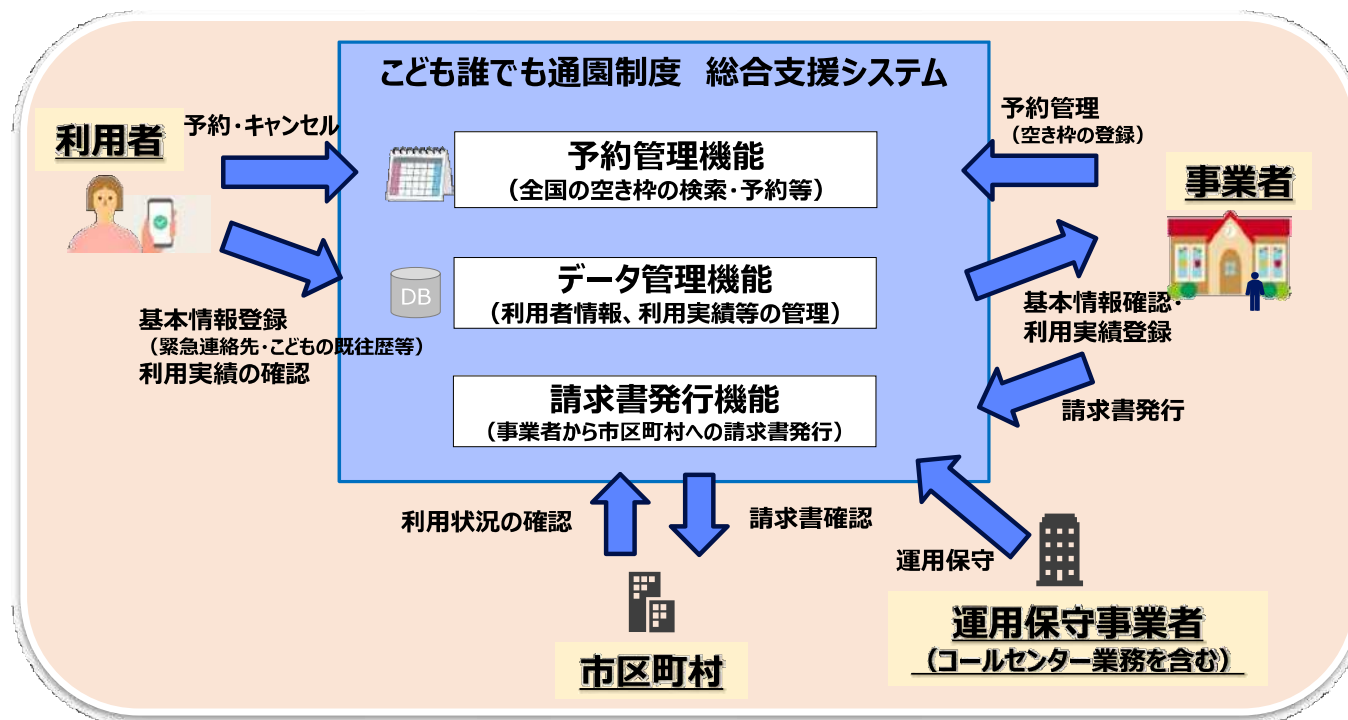
※3 保育所の設備基準に従って、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けるとともに、食事の提供を行う場合には、必要な設備を備えること等児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1号イ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

総合支援システムについて

こども誰でも通園制度総合支援システムの概要

概要

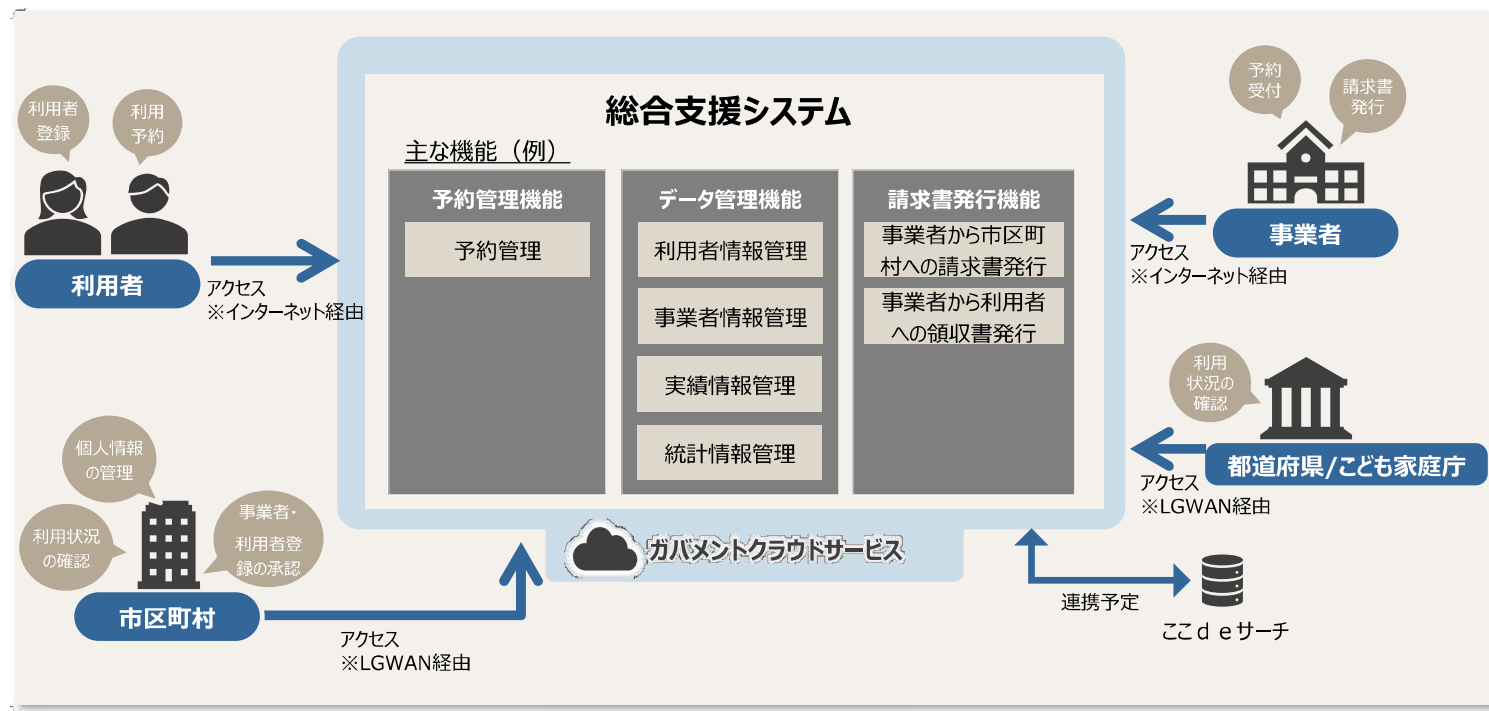
- 令和7年度から、制度の円滑な利用やコスト・運用の効率化を図るため、各市区町村・事業者・利用者が利用できる「こども誰でも通園制度総合支援システム」が運用開始。
- 総合支援システムにより、利用者は空き情報の検索や予約、事業者は予約管理や利用実績等のデータ管理・自治体への請求書発行、市区町村は利用状況の確認や請求書の確認などを行うことができるようになる。
- 都道府県は管轄する市区町村の利用に関する統計情報を閲覧することができる（個人情報の閲覧はできない）。



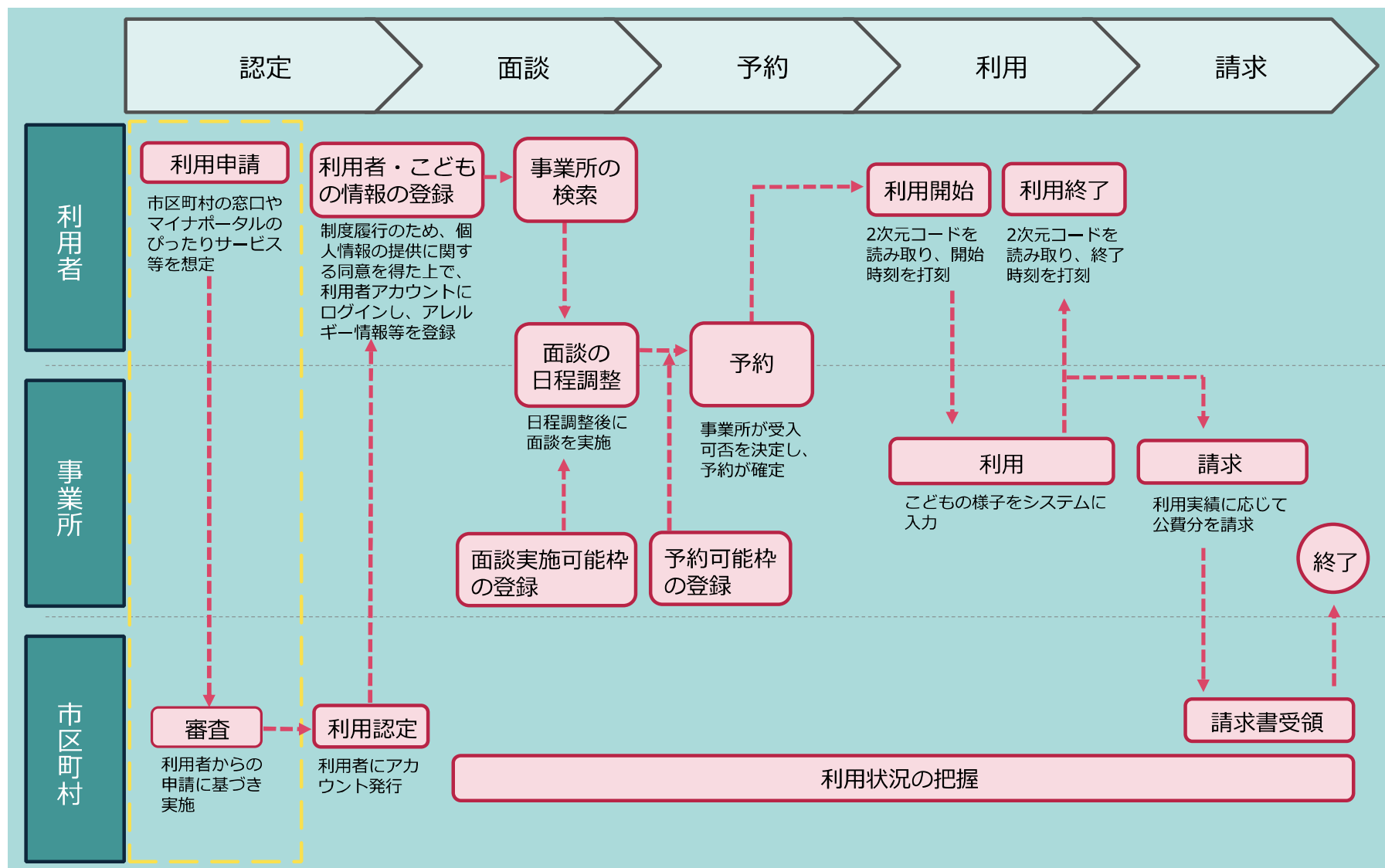
(参考) こども誰でも通園制度総合支援システムの概要

概要

- ガバメントクラウド上に総合支援システムを構築。
- 利用者および事業者はインターネット経由、市区町村・都道府県・こども家庭庁はLGWAN経由でアクセス。
- 個人情報 は市区町村が管理。（都道府県・こども家庭庁は個人情報の閲覧はできない）
- 事業者情報はここd eサーチとの連携を予定。



こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ



は、R7の総合支援システム範囲外であるが、今後の機能改修において、実装を検討中。

こども誰でも通園制度総合支援システム画面

利用者

こども誰でも通園制度実施事業所の検索画面



- ・地域や利用条件を入力し、適合する事業所を地図上に表示
- ・検索して出てきた施設の情報を確認

利用予約の画面



- ・当月の残りの利用可能時間の表示
- ・カレンダーから事業所の利用可能時間を確認し、利用したい時間を予約

事業所



予約情報の確認画面

- ・氏名、年齢、利用時間、アレルギー情報など、日ごとに利用者の情報を一覧で表示

市区町村



利用状況などの利用者情報の確認画面

- ・市区町村に登録されている利用者の情報の確認
- ・誰がいつこの事業所を利用したか等の利用状況の把握

※システム運用開始後も、実際の運用の状況や利用者や事業者、市区町村の意見等を踏まえ、利便性の向上や効果的・効率的な制度運用に資するよう、必要な改修を行っていく。

自治体の準備について

本格実施に向けた準備

令和8年4月より、こども誰でも通園制度は、
全ての市町村において実施する

事業実施に向けた準備・検討の枠組み

こどもまんなか
こども家庭庁

- 政令・内閣府令（施行規則等）
の改正
- 運営基準の制定
- 公定価格告示の制定
- 各種通知の改正・発出
- 実施に向けた予算確保
- こども誰でも通園制度の
実施に関する手引の更新
- リーフレット等作成
- 総合支援システムの改修等
- 市区町村・都道府県への、
本格実施に向けた連携・支援

都道府県

- 実施に向けた予算確保
- 市区町村への本格実施に向けた助言・支援
(広域的な対応を含む)
- 市区町村の実施状況等に関する情報集約

市区町村

- ① ニーズ把握と必要量の推計、
「子ども・子育て支援事業計画」への盛り込み
- ② 実施に向けた予算確保
- ③ 条例等の制定、改正
- ④ 実施事業所の検討・実施に向けた事業所との調整
- ⑤ 認可手続き（市町村児童福祉審議会等への意見聴取等）
- ⑥ 子ども・子育て支援法に基づく施設の確認
- ⑦ 全体としての提供量の確保と施設整備
- ⑧ 広報周知

本格実施へ向けたスケジュール

※全自治体向け(令和8年度からは全自治体で実施する必要がある)

※ あくまで令和7年5月時点でのスケジュール案であり、今後変更される可能性があることに留意。

国	自治体
総合支援システム本格運用開始【4月～】 全自治体向けの説明会【5月以降複数回実施】 誰通研修の開発に係る調査研究【6月～】 実施に向けた予算確保 総合支援システム改修 令和7年度誰通検討会 子ども計画基本指針改正・量の見込み手引き改正【夏まで】 政令、内閣府令（運営基準等）※¹の公布【秋ごろ】 内閣府令（運営基準等）の解釈通知等※³【冬ごろ】 FAQ等【冬ごろ】 誰通研修※²について要綱で規定【12月】 保育士向けの研修資料を公表【1～3月】 公定価格告示の制定【3月】	認可基準条例の制定【適宜のタイミング】 実施に向けた予算確保 実施事業所の検討・実施に向けた事業所との調整 全体としての提供量の確保と施設整備 利用者・事業者等に対する広報 ※時期を問わず実施をお願いします。 子ども計画（代用計画）の提出【夏まで】 運営基準条例手続開始・確認手続開始※¹【内閣府令案の公布に合わせ、秋以降速やかに】 運営基準条例手続 ・条例案のパブリックコメントその他の所要の手続 ・条例の議決 確認手続（令和8年度から実施の自治体は認可手続も同時並行で実施） 誰通研修の準備開始【12月】 保育士向けの研修資料を利用した保育士向け研修開始【1～3月】

※¹ 子法に基づく確認行為を行うに当たって参酌する設備運営基準等。

※² 現時点では、子ども・子育て支援員研修の1つの専門課程として創設する予定。具体的には、令和7年度の調査研究事業において議論。

今後のお願い事項等

➤予算の確保

➤市区町村への本格実施に向けた助言・支援

- ・ こども家庭庁からの配信情報の共有
- ・ 都道府県主催の行政説明会等の実施
(自治体担当者向けの説明会・こども家庭庁の同席も相談可)
- ・ 準備の遅れている市区町村を把握し、個別支援
- ・ 広域利用における市区町村への助言・支援
(詳細は今後お示しの予定)

➤市区町村の実施状況等に関する情報集約

- ・ R7実施状況悉皆調査の対応
(国が行う実施状況悉皆調査・市区町村の情報取りまとめ)

※こども家庭庁としての取り組み

- 都道府県向け行政説明会 📅本日はここです！
- 情報交換会の開催 (年数回を予定)
- 行政説明資料の公開 (予定)
- 都道府県単位の行政説明対応 (必要に応じお伺い可)
- 実施自治体・現場視察実施 (適宜)
- R7実施状況悉皆調査の取りまとめ

«今後、様々なご対応が発生しますが、よろしくお願いいたします»

参考資料として

- 就学前教育・保育施設整備交付金
- 保育所等改修費等支援事業
- 保育所等におけるICT化推進等事業
- こども誰でも通園制度総合支援システムに係る運用保守業務
- 保育人材の確保に向けた総合的な対策

令和7年度予算額 245億円 + 令和6年度補正予算額 829億円（245億円）

※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・ 保育所整備事業
 - ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
 - ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
 - ・ 公立認定こども園整備事業
 - ・ 小規模保育整備事業
 - ・ 防音壁整備事業
 - ・ 防犯対策強化整備事業
 - ・ 乳児等通園支援事業実施事業所整備事業

実施主体等

【実施主体】 （私立）市区町村 （公立）都道府県・市区町村

【設置主体】 （私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【補助割合】

（私立）

国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（1／2→2／3） ※令和7年度当初予算では経過措置あり

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる地域（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む）

（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

（公立） 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業 （私立）国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4 （公立）国2／3、設置者（市区町村）1／3

※防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策（9.4億円）

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和7年度予算額 464億円の内数 + 令和6年度補正予算額 93億円の内数（令和6年度当初予算額459億円の内数）

事業の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。
- これらの取組により、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 【対象事業】
（1）賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 （2）小規模保育改修費等支援事業 （3）幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
（4）認可化移行改修費等支援事業 （5）家庭的保育改修費等支援事業 （6）乳児等通園支援事業実施事業所改修費等支援事業

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額（R7案）】

（1）新設または定員拡大の場合（1施設当たり）
利用（増加）定員19名以下 18,540千円
利用（増加）定員20名以上59名以下 33,372千円
利用（増加）定員60名以上 67,981千円

老朽化対応の場合（1施設当たり） 33,372千円

（2）1事業所当たり：27,193千円 （3）1施設当たり：27,193千円 （4）1施設当たり：39,553千円
（5）保育所で行う場合（1か所当たり）：27,193千円 保育所以外で行う場合（1か所当たり）：2,966千円
（6）1事業所当たり ①改修費等：4,527千円 ②礼金及び賃借料（開設前月分）：600千円

【補助割合】（1）～（4） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4 （*）国：1／2、市区町村：1／2
（※）国：2／3、市区町村：1／12、設置主体1／4 （*）国：2／3、市区町村：1／3
（5） 国：1／2、市区町村：1／2 （※）国：2／3、市区町村：1／3
（6） 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体1／4 （*）国：2／3、市区町村：1／3

<補助率の嵩上げについて> 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（1／2→2／3） ※令和7年度当初予算では経過措置あり
○待機児童対策
待機児童が10人以上見込まれる地域（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等
○人口減少対策
過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む）
（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

* 公立の場合の補助率（（2）、（6）に限る）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算額 28億円

事業の目的

- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。保育士等が働きやすい環境を整備することで、保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持を目指す。

事業の概要

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士資格の登録申請の届出等について、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (6) 児童館において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。
- (7) 医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。
- (8) 今後の施策の検討に向けた基礎的なデータを把握するため、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を行う。
- (9) こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、(1)の対象となっていない乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。**

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（8に限る）

【補助基準額】（1）(ア)業務のICT化等を行うためのシステム導入

1 機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）

2 機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）

3 機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：110万円）

4 機能の場合・・・1施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）

※1施設1回限り対象。ただし、新たにキャッシュレス決済システムを導入する場合には、過去に本補助金を活用して登降園管理等の他のシステムを導入している場合でも対象。

(イ)翻訳機等の購入 1施設当たり：15万円

(2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：20万円

(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入

(ア)1自治体当たり：5,000千円 (イ)1施設当たり：1,000千円

(4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円

(5) 保育士資格取得等に係るシステム改修 総額99,640千円のうち各都道府県の受験者数の割合等に応じて設定

(6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 50万円※1施設1回限り対象

(7) 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入 1施設当たり 20万円

(9) こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器導入 1施設当たり20万円

【補助割合】（1）国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

*国：2／3、市区町村：1／12、事業者：1／4

(2) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／4、事業者：1／4

*国：2／3、都道府県・市区町村：1／12、事業者：1／4

(3) (ア)国：1／2、市区町村：1／2

(イ)国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

※(ア)について、管内の病児保育施設の70%以上に予約システムを導入した自治体 国：2／3、市区町村：1／3

(4) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

(5) 国：1／2、都道府県：1／2

(6) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

(7) 国：1／2、市区町村：1／2

(8) 国：定額

(9) 国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4（*）国：2／3、市区町村：1／12、事業者：1／4

※(1)～(3)、(9)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1／2、自治体：1／2（*）国：2／3、自治体：1／3

（（1）～（2）、（9）は財政力指数が1.0未満の地方自治体対象。）

*自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を嵩上げ

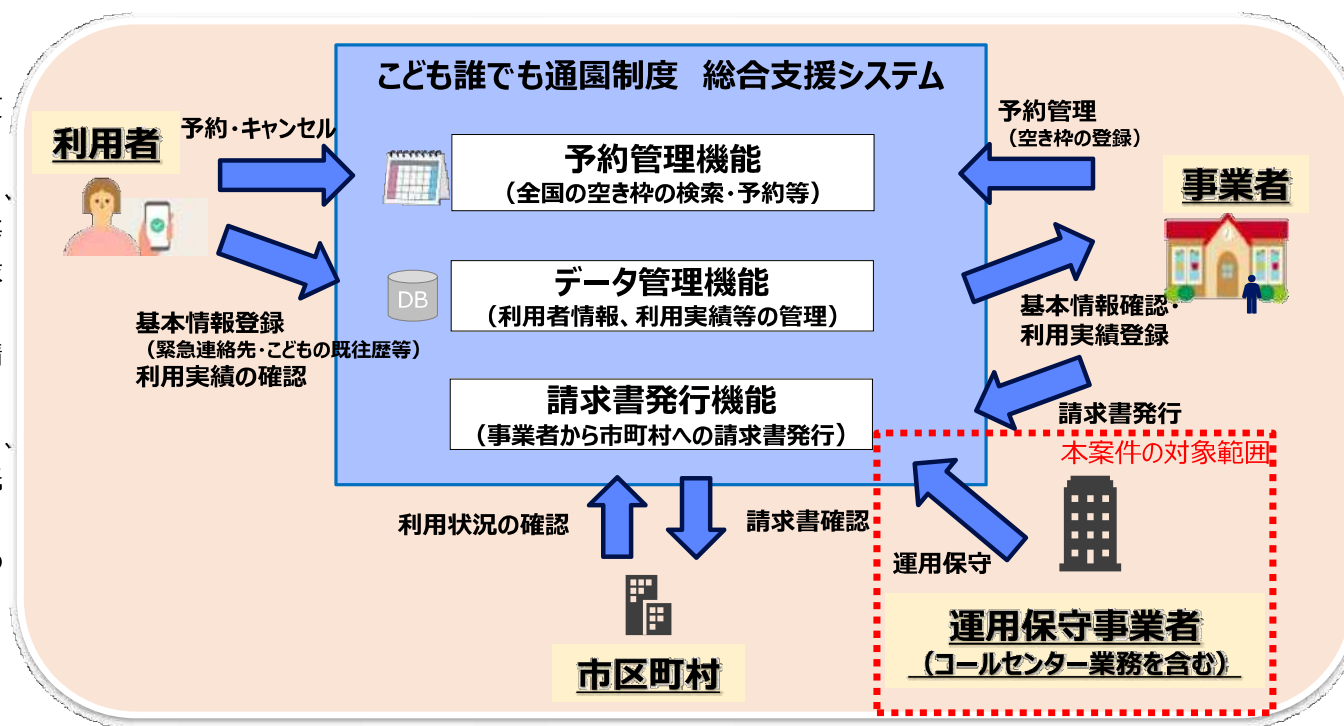
令和7年度予算額 10億円

事業の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化するための新たな通園給付（こども誰でも通園制度）の創設に当たり整備する、こども誰でも通園制度総合支援システムの運用保守及びコールセンターの設置を行う。

事業の概要

- 令和7年度より稼働する総合支援システムにより、
 - ・利用者は空き情報の検索や予約、
 - ・事業者は予約管理や利用実績等のデータ管理、自治体への請求書発行、
 - ・市区町村は利用状況の確認や請求書の確認
 などを行うことができるようになり、その運用保守をこども家庭庁が委託により実施する。
 また、併せてコールセンターについても設置する。



実施主体等

【実施主体】 国（委託により実施）

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援、さらには保育の現場・職業の魅力発信に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
 - ・養成施設に通う学生を対象に、学費5万円（月額）や就職準備金20万円（最終回に限る）などを貸付し、卒業後、5年間の実務従事により返還を免除。
 - ・養成施設に通う、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とする。【R6補正予算～】
- 保育士の資格等取得を支援
 - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格等取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）
- 保育士養成施設の就職促進の取組への支援
 - ・就職促進、キャリア教育等支援等の、指定保育士養成施設が組織的に実施する取組に要した費用の一部を支援する。【R7予算案～】

就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進
 - ・①保育に関する計画・記録、②保護者との連絡、③子どもの登降園管理等の業務、④キャッシュレス決済機能のうち必要なシステムの導入費用や翻訳機等の導入を支援
 - ・自治体において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合に補助率を嵩上げ【令和5年度補正予算～】
- 保育補助者の雇い上げの促進（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・現在、保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、段階的に保育士として職場復帰できる足掛かりとなるよう、1年を限度に、保育補助者として従事することを可能とする。【R6予算～】
- 保育体制強化事業の促進（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
 - ・保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助【R5予算～】
 - ・園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等を追加【R5予算～】
- 保育士宿舎借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額7.5万円を上限※）、支給期間：採用から5年以内※）
 - ※令和7年度から対象となる者について適用。前年度に引き続いて当年度も事業の対象となる場合は前年度の補助基準額及び年数を適用。
- 保育士の働き方改革や保育の質の確保・向上のための巡回支援
 - ・保育士のスキルアップや保育の質の確保・充実に図り働きがいを高められるよう、「保育士支援アドバイザー」による巡回支援を実施。
 - ・保育所等における勤務環境の改善や保育の質の向上などの助言又は指導を行う「保育事業者支援コンサルタント」による巡回支援を実施。
 - ・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置。
 - ・保育事業者への保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回についても支援の対象【R7予算案～】
 - ・都道府県域で実施する巡回支援について補助基準額の拡充【保育士への巡回支援についてはR6予算～、保育事業者への巡回支援についてはR7予算案～拡充】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・保育士再就職支援コーディネーター等によるマッチングやマッチングシステムの導入、保育士キャリアアドバイザーによる保育所等への見学同行等の伴走支援、潜在保育士への職場復帰のための研修の実施などに要する費用を支援。
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

保育の現場・職業の魅力発信

- 保育保育の現場・職業の魅力発信
 - ・自治体が行う情報発信サイトの開設など、様々な対象者に対する魅力発信への支援
 - ・こども家庭庁では、保育に関する魅力発信プラットフォームを更新し、保育士の取組事例集等の掲載、SNS等の広報媒体を活用した保育の魅力発信を行う。また、保育の魅力情報発信等の取組について意見交換と情報共有を行い、関係者間の連携・強化を図る。（R6.3～）



魅力発信プラットフォーム
「ハローミライの保育士」
トップページ
(こども家庭庁HP内に開設)

(誰通)R7年度事業開始までの準備業務

札幌市:その1

		R 5 年度					R6年度												R7
大項目	中項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
計画	子・子支援事業計画 (又は代用計画)																		
条例	認可基準条例等																		
認可	募集要件の検討																		
	認可手続きの策定																		
	認可に係る審査																		
	認可に係る決定																		
意見聴取	市町村児童福祉審議会等																		
確認	確認に係る手続き等																		

※1
①令和6年度から継続して実施する事業者
1/24 事業者募集通知発出、2/20 認可申請期限、3/17 子ども・子育て会議認可確認部会開催、4/1 認可
②令和7年度から新規で実施する事業者
1/31 事業者募集通知発出、3/6 事前協議兼認可申請期限、6月 子ども・子育て会議認可確認部会開催、7/1 認可
③令和7年度から新規で実施する事業者(追加募集)
供給量不足のため事業者確保を進めており、①及び②に加えて、9月及び11月にも認可を実施予定。

【参考】1/14 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(内閣府令第1号)、1/17 札幌市子ども・子育て会議、2/12 乳児等通園支援事業の設備及び運営に係る基準の運用上の取扱いについて(こ成保発第120号)、2/28 札幌市議会条例改正議決(提案2/13、審議2/21)、2/26 乳児等通園支援事業の認可等について(こ成保発第154号)

		R5年度					R6年度												R7
大項目	中項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
要綱等	実施要綱																		
	実施マニュアル																		
	運営規定・安全計画等																		
	保育計画・記録・帳票等案																		
説明	事業説明会(首長、議会)																		
	事業説明会(関連部局)																		
	事業説明会(事業所)																		
システム	基幹系システム	・基幹系システム…改修要否及び可否の検討 →人口規模や業務執行体制を考えると、国総合支援システムに繋げる前の、児童の利用登録(R8以降「児童の認定」)に係る部分のシステム対応は必要であると考えたものの、基幹系システム側は現在標準化対応にリソースを割いているため、現時点での対応は難しいと判断。よって、当該部分をカバーするための市独自システム構築に向け準備を実施。 ・会計システム…事業者への補助金(給付費)支給事務の運用、システム改修要否の検討 →国総合支援システムとどのように連携するのか整理ができず、改修は行わず運用により対応予定。 ・総合支援システム…国の説明会等を踏まえた実務面及び導入時期の検討 →実務面(特に業務執行体制)の整理が間に合わず、R7からの導入は見送り。																	
	会計システム																		
	総合支援システム																		
予算	予算要求	R6予算											R7予算						

事業開始

		R5年度					R6年度												R7
大項目	中項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
広報	職員募集									広報掲載はしていない									
	広報紙(事業周知)																		
	HP、その他(事業周知)																		
人事	業務量調査(職員数検討等)																		
	庁内体制の検討(業務委託含む)																		
	職員募集																		
	職員研修																		
その他	障害児、医療ケア児部門との調整																		

R6.10から児童発達支援センターで事業を実施するにあたり、当施設を所管する庁内の障がい部門と実務的な調整を実施。事業者選定にあたっては障がい部門に協力をもらい、事業の実施(R6:補助金交付決定、支出。R7:事業の認可)は子ども部門で実施。今後実施する事業の監査は、障がい部門の監査とあわせて実施する方向で検討中。また、医療的ケア児については、子ども部門の所管課が、通常保育における受入を拡大していく局面であることから、誰でも通園制度における医療的ケア児の受入のあり方を検討。

年度末の認可業務に対応するため、認可関連事務センターを立ち上げ。また、既存の保育事業認可との整合性を確認したほか、児童発達支援センターに対する認可のあり方を検討。

事業開始

		R5年度					R6年度												R7
大項目	中項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
計画	子・子支援事業計画 (又は代用計画)														計画準備		公開		
条例	認可基準条例	松戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例															市長決裁	議会議決	
認可	募集要件の検討											検討	決定	調査		令和7年度事業実施に向けて民間施設を対象に実施希望調査を実施			
	認可手続きの策定																案作成	決裁	
	認可に係る審査																	審査	
	認可に係る決定																	決定	
意見聴取	市町村児童福祉審議会等																意見聴取		
確認	確認に係る手続き等								令和8年度に向けて今後、検討予定										

事業開始

		R5年度					R6年度												R7				
大項目	中項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月				
要綱等	実施要綱		R6案作成	修正	決裁		実施要綱・補助金要綱・認可要綱を同時に制定、キャンセルポリシーによって施設への補助費支払いの取扱いが決まってしまうため補助金を取り扱う係との連携が必要となる。										案作成	修正	決裁				
	実施マニュアル								実施マニュアルは公立保育所向けに策定し、民間へも情報共有した												作成		
	運営規定・安全計画等								別途運営規程を作成・安全計画・全体の計画の中の位置づけ周知										案作成		決裁		
	保育計画・記録・帳票等案									記録類のひな型を作成し共有										案作成		決裁	
説明	事業説明会（首長、議会）									実施していない													
	事業説明会（関連部局）	庁内プロジェクト					関係機関への説明										要支援家庭対応のためにこども家庭センター・拠点等への説明を実施						
	事業説明会（事業所）												実施										
システム	基幹系システム									改修はしていない													
	会計システム								QR決済導入		毎回の集金作業が生じることから電子決済端末を導入した												
	総合支援システム	周知期間が短く、保育現場も含め職員の操作研修などができなかった。システム開始までの期間が短く、対応に苦慮した。また、CSV取り込みについても稼働後も試行錯誤している。										説明会研修受講					ヒアリング			操作試験			
予算	予算要求																						

事業開始

事業開始

		R5年度					R6年度												R7	
大項目	中項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
広報	職員募集	システム導入を考慮し、 公立保育所に会計年度の事務員を募り採用に向けた										募集		試験		試験				
	広報紙 (事業周知)	R5.7 にも掲載					広報掲載													
	HP、その他 (事業周知)						HP、LINE													
人事	業務量調査 (職員数検討 等)						検討													
	庁内体制の検討 (業務委託含 む)						検討													
	職員募集										募集		試験		試験					
	職員研修													市主催						
その他	障害児、医療ケア 児部門との調整						障害部門との情報共有													
		児発事業所への説明																		
		医ケア児についてはだれ通よりも通常入所への門戸を広げる																		

事業開始

児童福祉法の改正に伴う保育所等の職員による虐待に関する通告義務について

令和7年7月8日
こども支援課

1 改正内容

- 保育所等の職員による虐待について、児童養護施設等の職員による虐待と同様に以下の規定を設けた。(令和7年10月1日施行)
 - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の都道府県知事又は市町村長への通告義務(法第33条の12)
(保育士等の虐待は児童福祉法において「一般通告」と定義)
 - ・所管行政庁は、通告等の内容についての調査や安全な生活環境を確保するために必要な措置を行う(法第33条の14)
 - ・所管行政庁は、必要な措置を講じたときは、その内容等について児童福祉審議会等に報告し、審議会はその報告について意見を述べることができる。(法第33条の15)
 - ・都道府県知事は、毎年度、虐待の状況等について公表する。(法第33条の16)
 - ・市町村長は、毎年度、自ら所管行政庁である事業又は施設に係る虐待の状況を都道府県知事に報告する。(法第33条の16)

2 対象施設

- 所管行政庁が都道府県知事
保育所、認可外保育施設※、一時預かり事業、病児保育事業、児童館 など
- 所管行政庁が市町村長
放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等、乳児等通園支援事業、児童育成支援拠点事業、子育て短期支援事業

※認可外保育施設に係る一般通告の対応等については、権限移譲の可否や事業量について調査を行っています。

3 今後の対応

- 国が令和7年夏頃に策定予定のガイドラインに基づき、本県における対応等を市町村に通知

4 その他

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において「幼保連携型認定こども園」が、「学校教育法」において「幼稚園」が、児童福祉法と同様の規定が設けられた。

フォローアップのイメージ

令和5年12月21日付け少子第1170号
の参考資料を時点修正

資料7

時 期

①リストの提供

県民の方が申請可能となった月
から6か月後の中旬に提供

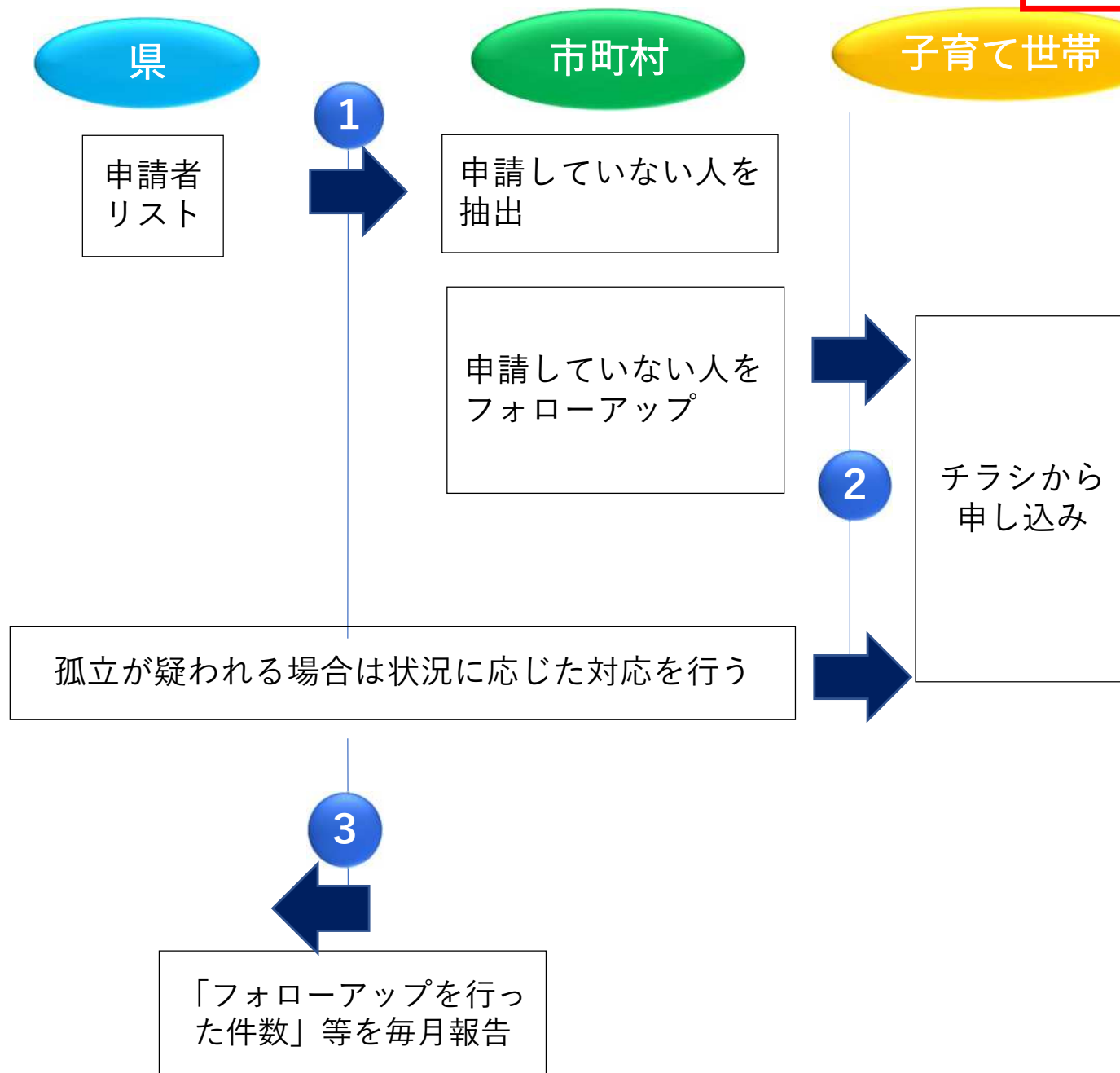
②フォローアップ 開始

①のリスト提供後

手紙、電話掛け、家庭訪問
などによりフォローアップ
を開始

③フォローアップ 状況報告

①の2か月後の15日までに報
告、以後毎月報告
(最終報告令和7年12月15日)



地域少子化対策重点推進交付金（令和7年度）

地域少子化対策重点推進事業（補助率：3/4、2/3、1/2）

自治体が行う以下の事業を支援

ライフデザイン・結婚支援
重点推進事業補助率 **3/4**

- ・自治体間連携を伴う取組
- ・若い世代の描くライフデザイン支援
- ・結婚支援事業者との官民連携型結婚支援
- ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化・地域連携
- ・地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した
伴走型結婚支援の充実

補助率 **2/3**

- ・上記以外の事業

結婚支援
コンシェルジュ事業補助率 **3/4**

都道府県に、結婚支援の専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、自治体の結婚支援を技術面・情報面から支援するとともに、国・自治体・地域の連携を強化

結婚、妊娠・出産、子育てに温かい
社会づくり・気運醸成事業補助率 **2/3**

- ・自治体間連携を伴う取組
- ・地域全体で結婚・子育てを応援する
気運醸成
- ・育児休業取得と家事・育児分担の促進
- ・子育てと仕事の両立と多様な働き方の促進
- ・ICT活用、官民連携等による結婚支援等の
更なる推進のための調査研究

補助率 **1/2**

- ・上記以外の事業



結婚新生活支援事業（補助率：2/3、1/2）

自治体が行う結婚新生活支援事業（結婚に伴う新生活を経済的に支援（家賃、引越費用等を補助）する取組）を支援

- 【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満
 【対象費用】 婚姻に伴う住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用
 【補助上限】 夫婦ともに29歳以下：60万円 夫婦ともに39歳以下（左記を除く）：30万円

- 都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）※左記以外は一般コース（補助率：1/2）

都道府県が主導し、管内市町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進



地域少子化対策重点推進事業

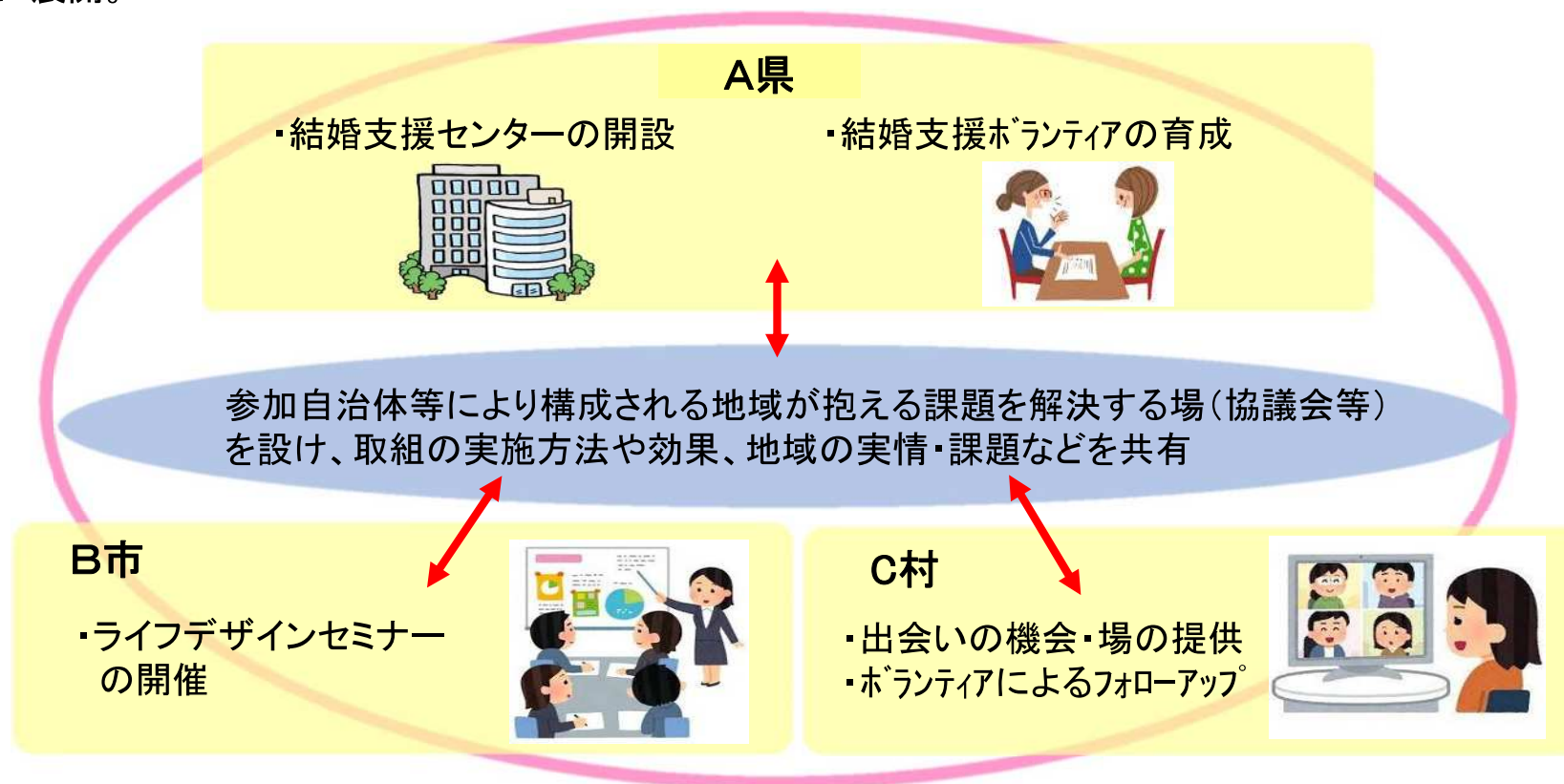
（Ⅰ ライフデザイン・結婚支援重点推進事業）

重点メニュー ①（補助率3/4） ～自治体間連携を伴う取組～

複数の自治体の連携により、総合的なライフデザイン・結婚支援を広域的に実施する取組

自治体間連携によるライフデザイン・結婚支援の取組イメージ

- ・A県が中心となって、管内B市・C村との役割分担（費用・役務の分担）の下、総合的なライフデザイン・結婚支援の取組を広域的に展開。



【主な対象経費】協議会等の開催に関する費用、各自治体が実施する取組に関する費用 等

重点メニュー ②（補助率3/4） ～若い世代の描くライフデザイン支援～

将来の様々なライフイベントに対応できる知識・情報（結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等）を習得するセミナーやワークショップを実施したり、乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換などを通じて結婚・子育てに対する理解を深めたりすること等により、若い世代が希望を持ってライフデザインを描けるように支援する取組

取組例① ライフデザインセミナー

- 将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、必要な知識・情報を総合的に習得する機会を提供
- 将来のライフデザインを希望を持って描くことができるよう、双方向の対話により自ら考えながらライフデザインを描くなどの要素を取り入れ、将来のライフイベントについて考える機会を提供
- 参加者によるワークショップや報告会を実施することで、多様なライフデザインに触れる機会を創出



取組例② 子育て家庭やこどもとのふれあい体験

- 乳幼児と直接ふれあう体験をすることにより、命の大切さや、乳幼児との関わり方等について学び、結婚・子育てに対する理解を深める【乳幼児ふれあい体験】
- 子育て世帯を訪問し、子育て・家事の体験や子育て世帯との意見交換等を行うことを通じて、結婚・子育てについて考える【子育て体験プログラム】



【主な対象経費】 講師や受入家庭への諸謝金、会場使用料、受入家庭の募集・マッチングに関する費用 等

重点メニュー③（補助率3/4） ～結婚支援事業者との官民連携型結婚支援～

結婚支援の専門的な知見を持つ民間の結婚支援事業者（結婚相談所、仲人、マッチングアプリ等）と自治体が連携することにより、相互の利点を活かして結婚を希望する若い世代のニーズを踏まえた結婚支援を推進する取組

取組例① 官民連携型プラットフォーム

○自治体の結婚支援センターと民間の結婚支援事業者の登録者が垣根を越えてマッチングできたり、官民間わらず交流イベント等に関する情報を提供するなど、官民連携型プラットフォームを構築

取組例② 結婚支援事業者の知見を活用した出会いに関する相談会

○結婚を希望する若い世代の恋愛や結婚に対する様々な悩みに対応するため、結婚支援事業者の知見を活用しながら、出会いをテーマとした恋愛・結婚相談会を開催

取組例③ 安全な結婚支援事業者の利用に関する取組

○例えば第三者機関の認証を受けている等により、安全が十分に確保されていることを確認した結婚支援事業者と連携し、その適切な利用方法の説明などにより利用希望者を支援

取組例④ マッチングアプリの適切な利用に関するセミナー

○結婚支援事業者から講師を招き、結婚を希望する若い世代や、結婚支援センターの職員・相談員を対象として、マッチングアプリを適切に利用するためのセミナーを開催



【主な対象経費】 プラットフォーム構築費、相談会開催費、講師諸謝金、会場使用料 等

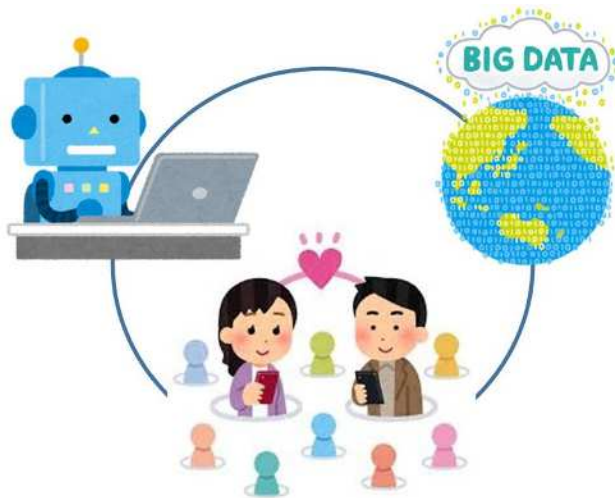
重点メニュー④（補助率3/4）

～AIを始めとするマッチングシステムの高度化・地域連携～

自治体の結婚支援センターなどで使用するマッチングシステムについて、利用者のマッチングの可能性を高めるため、AIの活用等によって機能の高度化を図る取組や、他の自治体のマッチングシステムと連携する取組

取組例

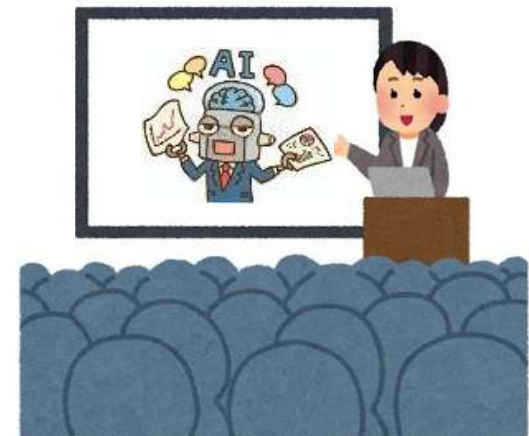
○生成AIをはじめとする
AIの活用やビッグデータ連携



○他の自治体のマッチングシステムと接続し、相互利用を可能とする



○新システムの運用習熟に関する
結婚支援センターの職員・相談員の研修



【主な対象経費】 新システムの開発費・改修費、講師諸謝金、会場使用料 等

重点メニュー⑤（補助率3/4）

～地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実～

「結婚支援ボランティア等育成モデルプログラム」（令和6年3月こども家庭庁）又は自治体独自の育成プログラムに沿った研修等により、結婚支援ボランティア等を計画的に育成する取組や、結婚を希望する者のニーズに応えるため、結婚支援ボランティア・事業者等による切れ目ない伴走型結婚支援を実施できる体制を構築する取組

取組例① ボランティア等の計画的育成

○モデルプログラムに沿った研修を実施し、結婚支援ボランティア等を計画的に育成



取組例② 伴走型結婚支援の体制構築

○利用者が対面やオンラインで相談できる切れ目ない支援体制を構築



適宜、フィードバック

【主な対象経費】 講師諸謝金、会場使用料、オンライン相談システム費、事業者への委託費 等

一般メニュー（補助率2/3） ～ライフデザイン・結婚支援重点推進事業～

- ・結婚支援センターの開設・運営、マッチングシステムの構築等により、各地域における結婚支援の基盤を整備するための取組
- ・各地域において結婚支援ボランティア等の育成、組織化、交流体制の構築等により、各地域で結婚を希望する者が適時適切に相談できるような体制の整備や、新たなマッチングを実現するための取組
- ・出会いの機会・場の提供によって、結婚を希望する者の新たなマッチングの可能性を創出するための取組
- ・その他、各地域において、若い世代の描くライフデザインの実現や、結婚を希望する者の希望の実現を支援するための取組

取組例

- ・結婚支援センターの開設・運営
- ・マッチングシステムの構築
- ・マイナポータルAPIを活用した
独身証明の情報取得を可能とするシステムの改修
- ・結婚支援ボランティア等の募集・育成・ネットワーク化
- ・結婚相談会の開催
- ・婚活イベント、スキルアップセミナーの開催
- ・婚活を応援する民間団体の募集（企業訪問等）
- ・民間団体が実施する婚活イベント等の周知
- ・客観データ等に基づく地域課題の分析を踏まえた
結婚支援推進モデル事業（R6重点メニュー）

等



地域少子化対策重点推進事業

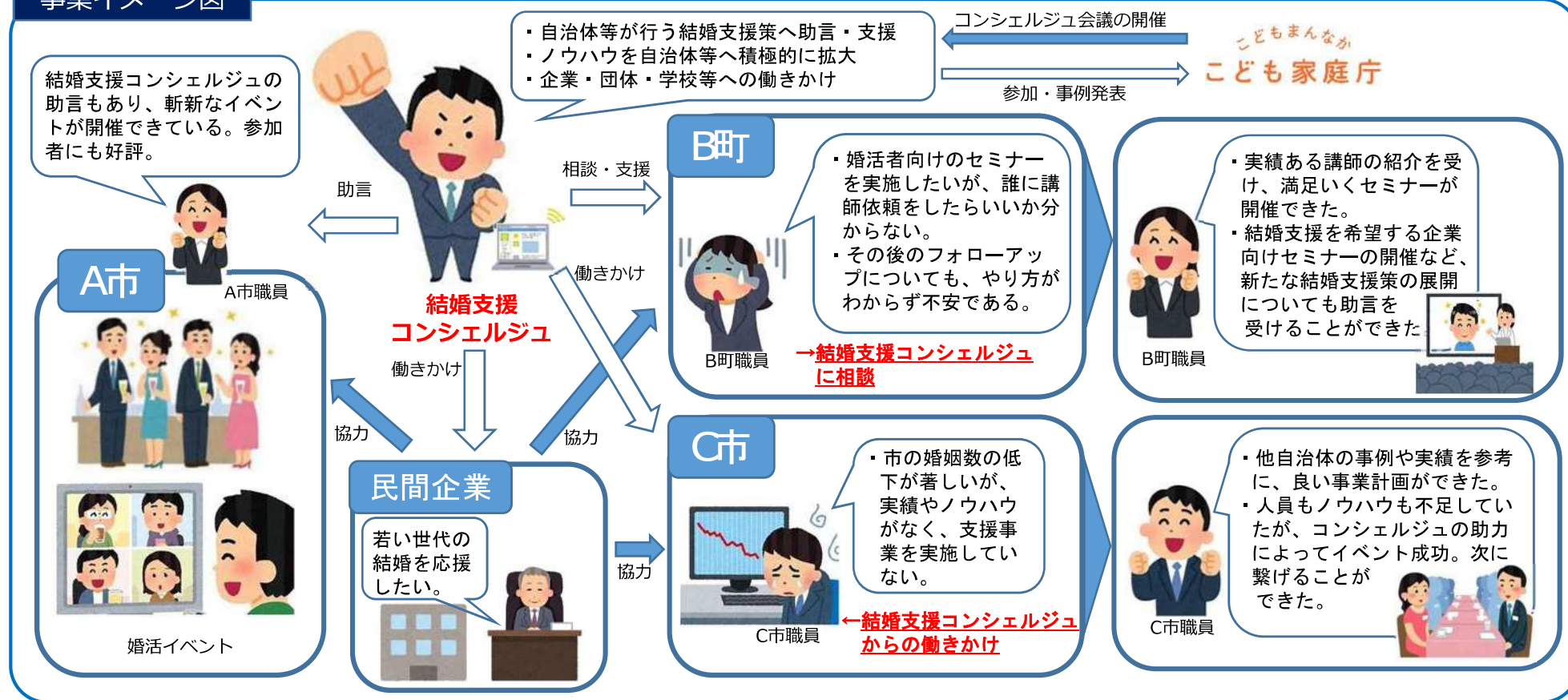
（Ⅱ 結婚支援コンシェルジュ事業）

～結婚支援コンシェルジュ事業～（補助率3/4）

事業概要

- ・都道府県に、結婚支援のため、国・自治体・地域の連携強化を担う職員（結婚支援コンシェルジュ）を配置することにより、各地域の取組について質の向上を目指す。
- ・結婚支援コンシェルジュは自身の経験やノウハウを管内自治体等に展開し、自治体等が実施する結婚支援事業の深化を図る。
- ・こども家庭庁において、コンシェルジュ会議を定期的の実施し、コンシェルジュの知見をアップデートする。

事業イメージ図



コンシェルジュの候補例

結婚支援の専門的な知見を持つ者（例：結婚相談所、仲人、各種団体、結婚支援センター、結婚支援ボランティア等で経験豊富な者）

主な対象経費

会計年度任用職員の人件費、訪問・立会・コンシェルジュ会議の旅費、現状把握の調査費、助言の資料作成費、働きかけの説明会開催費、消耗品費 等

地域少子化対策重点推進事業

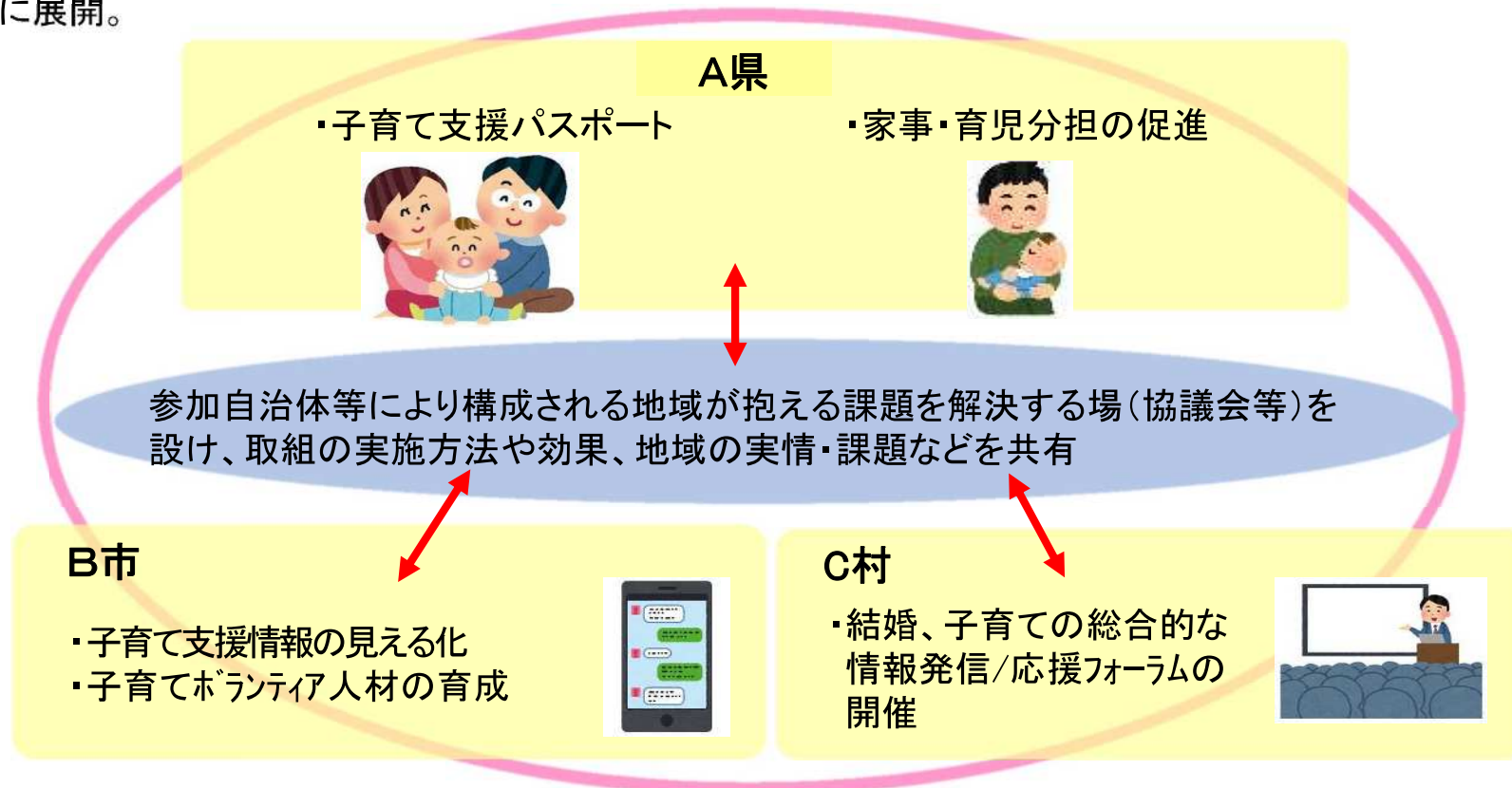
(Ⅲ 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい
社会づくり・気運醸成事業)

重点メニュー①（補助率2/3） ～自治体間連携を伴う取組～

複数の自治体の連携により、総合的な結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成を広域的に実施する取組

自治体間連携による気運醸成の取組イメージ

- ・A県が中心となって、管内B市・C村との役割分担（費用・役務の分担）の下、結婚・子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組を広域的に展開。



【主な対象経費】協議会等の開催に関する費用、各自治体が実施する取組に関する費用 等

重点メニュー②（補助率2/3） ～地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成～

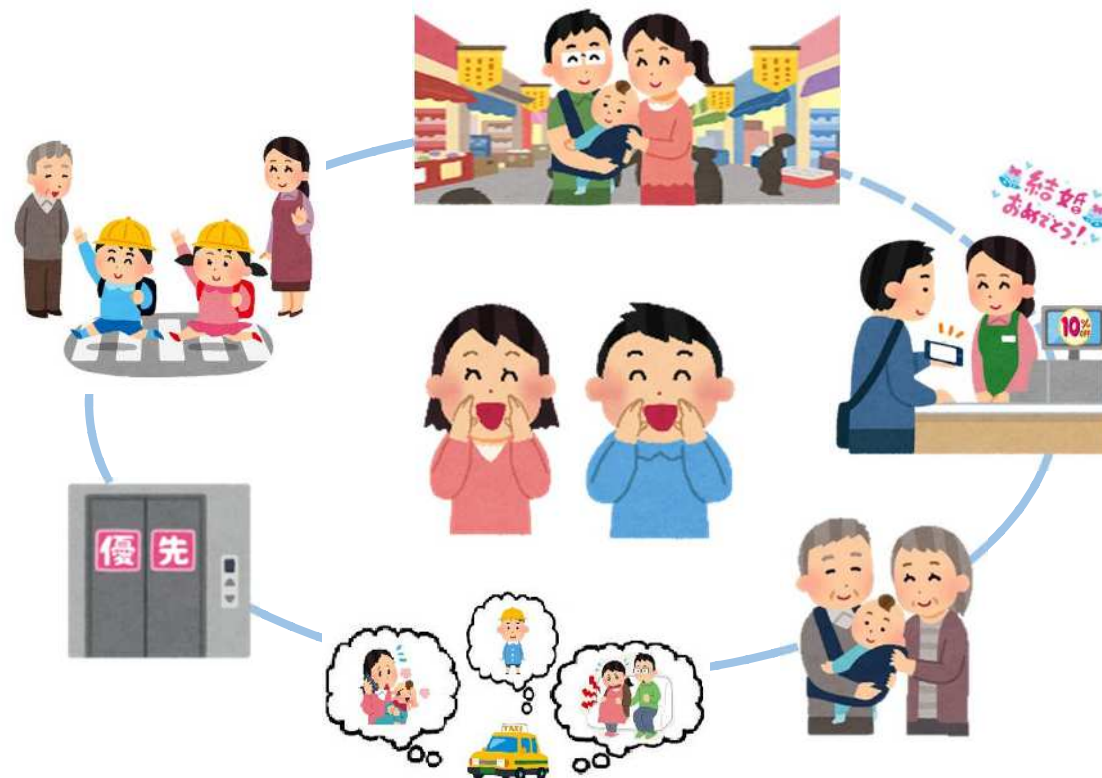
社会を構成する多様な主体がそれぞれの立場で結婚・子育てを応援していく姿勢を持ち、地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成を図るため、結婚を希望する者や子育て世帯に対する応援を、多様な主体を巻き込みながら実施する取組

取組例

○こどもまんなか月間（5月・11月）と連携し、5月又は11月に、結婚・子育てを応援する気運醸成を図る情報発信・啓発活動等
【例：地域での子育て応援キャンペーン】

○地域の企業・店舗の協賛を得ながら、結婚・子育て家庭に対する優待サービスや乳幼児連れへの応援サービス等を提供する取組
【例：結婚応援・子育て支援パスポート】

○多様な子連れ世帯等の外出・移動支援を行い、地域全体で子育てを応援する気運醸成する取組
【例：簡易休憩室、授乳室、おむつ交換場所、レンタルベビーカー、妊婦や子連れ専用・優先の駐車場・エレベーター等の広報（マップ作成による設置場所、空き情報等の情報提供）】



【主な対象経費】 キャンペーン開催費、アプリ開発費、パスポート事業費、広報費 等

重点メニュー③（補助率2/3） ～育児休業取得と家事・育児分担の促進～

育児休業を取得しやすい環境の整備と、夫婦の家事・育児分担を促進するため、企業や当事者に対する気運醸成や意識改革等を図る取組

対企業の取組例

- 企業・経営者向けセミナー（イクボス養成講座等）
- 家事・育児分担に積極的な企業を認定し、インセンティブを与える事業
- ワークライフバランスを実現するための職場環境の整備を促す事業



対当事者の取組例

- 家事・育児分担に関するワークショップ
- 父子クラブによる情報交換と交流促進
- 親子参加型子育て応援イベント
- ICTを活用した子育て支援サービス（Baby tech）等の体験支援



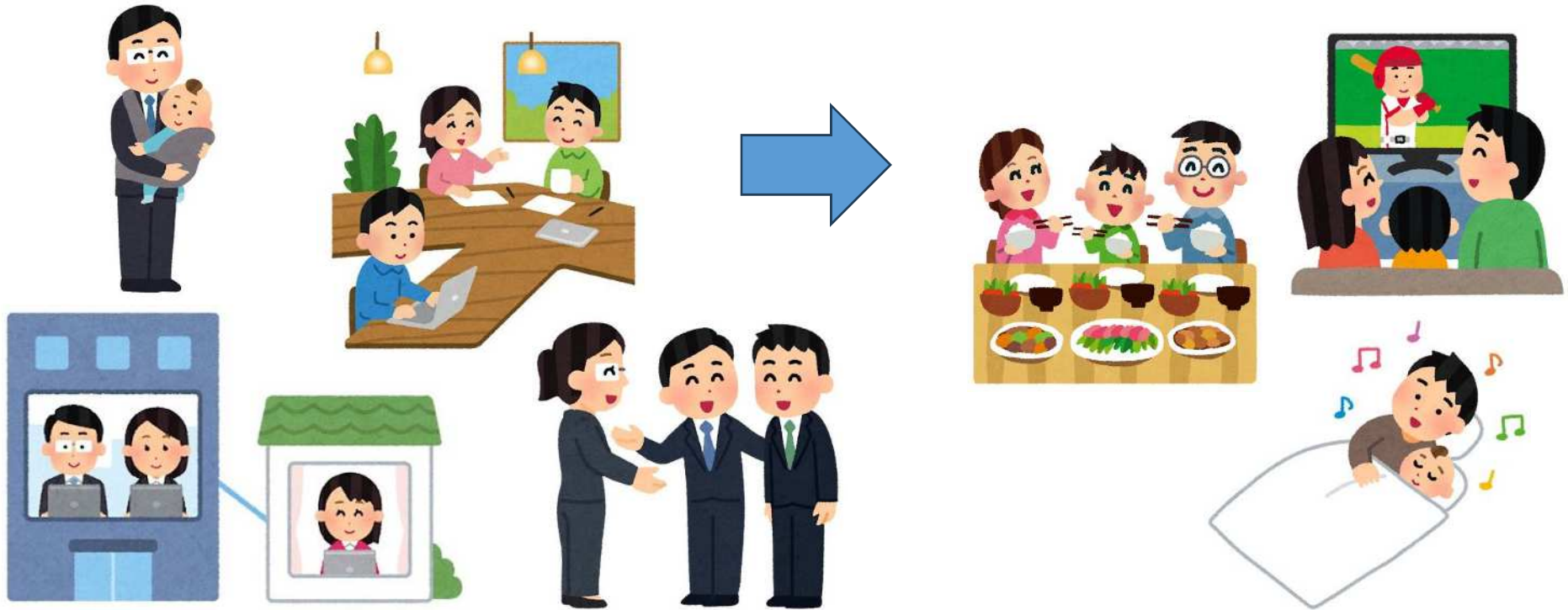
【主な対象経費】 企業訪問に関する費用、認定事業費、講師諸謝金、会場使用料、イベント開催費 等

重点メニュー④（補助率2/3） ～子育てと仕事の両立と多様な働き方の促進～

ワーク・ライフ・バランス等の観点から、子育てと仕事の両立、多様な働き方を可能とする業務・経営改革などを促進する取組や、これらを希望する者と推進している企業のマッチングを図る取組

取組例

○子連れ出勤、テレワーク、ノマドワーク、サテライトオフィス等の多様な働き方について、
企業への働きかけ・希望者とのマッチングなどにより、環境整備・実践を促進する取組



【主な対象経費】 企業訪問に関する費用、モデル事業費、コンサルタント費、普及啓発費 等

重点メニュー⑤（補助率2/3）

～ICT活用・官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究～

地域の実情・課題に応じてこれまで行ってきた結婚に対する取組や、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組などの少子化対策について、その影響や効果を再点検し、翌年度以降の効果的な事業の実施につなげる取組

<取組例>

①調査研究の企画

- 地域の実情・課題を踏まえて、どのような調査研究を行う必要があるか検討。
- 調査研究の結果を活用して、どのように地域の結婚支援等の推進につなげるか念頭において調査研究の内容を決定。

（調査研究の内容例）

- ・ChatGPTなどの生成AIを初めとするデジタル技術を活用した新たな結婚支援等のあり方の調査検討
- ・民間事業者と連携した効果的な結婚支援等の研究
- ・自治体の結婚支援等に関する取組の影響や効果に関する調査・分析
- ・マッチングシステムの効果検証 等

②調査研究の実施

- 有識者会議を開催し、有識者や民間事業者等から意見聴取
- 人口動態統計、国勢調査など様々な統計データ等の収集分析
- 地域住民の結婚や子育てに関する意識調査
- 民間事業者と連携した結婚支援等の方法を開発・実証 等



「地域少子化対策評価ツール」を活用した少子化対策調査検討事業の様子（岡山県）

③調査結果を踏まえた戦略づくり

- 調査研究の結果の見える化のため、報告書等を作成し、地域住民へ情報提供
- 調査研究の結果を踏まえ、地域における少子化対策の効果を上げるための戦略を策定
- 次年度以降の効果的な事業の実施に反映

【主な対象経費】 有識者への諸謝金、データ等収集分析費、アンケート調査費、報告書作成費 等

一般メニュー（補助率1/2）
～結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業～

- ・各地域において、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成に向けた、当事者及びその他の社会のあらゆる構成員の意識や行動の改革をもたらそうとする取組

取組例

- ・結婚、妊娠・出産、子育てを応援する気運醸成の広報、イベント
- ・結婚、妊娠・出産、子育ての支援情報を「見える化」
- ・結婚、妊娠・出産、子育てに関するアンケート、調査研究
- ・アプリ、ポータルサイト、SNS等による情報発信
- ・ボランティアを募集・育成・ネットワーク化
- ・両親学級、子育て親子教室、スキルアップセミナー
- ・不妊治療に関する理解促進
- ・結婚新生活支援事業の広報 等

※結婚に関するものは

「ライフデザイン・結婚支援重点推進事業」

を活用できる場合もある（補助率2/3）



結婚新生活支援事業

～結婚新生活支援事業～

結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、自治体が新規に婚姻した世帯を対象に行う結婚新生活支援事業（家賃、引越費用等を補助）の取組を支援するもの。

対象となる世帯

新規に婚姻した世帯（令和7年1月1日から令和8年3月31日の間）であって、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得500万円未満の世帯
※ 事業実施自治体は、地域の実情に応じて年齢要件、世帯所得要件等を設定可

対象となる費用

- ① 住宅の取得費用
- ② 住宅のリフォーム費用
- ③ 住宅の賃借費用
- ④ 引越費用



補助上限額

夫婦共に29歳以下：60万円 左記以外：30万円（いずれも1世帯当たり）

※ 受給額が補助上限額に達しなかった世帯は、次年度に限り補助の対象とできる

補助率

都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

下記(1)から(5)までの内容を全て満たす都道府県における(3)に規定する連携自治体

- (1) 都道府県が、結婚新生活支援事業を実施する市町村の面的な拡大方策を策定すること。
- (2) 地域が抱える課題を解決する協議会等を設け、原則、管内全自治体に参加すること。また、都道府県においては、少子化対策担当部局に加え、産業労働担当部局（賃上げ、三位一体の労働市場改革、共働き・共育てなどの取組を所管する部局）が参加すること。
- (3) 都道府県が、地域少子化対策重点推進事業（重点メニュー及び結婚支援コンシェルジュ事業に限る。）の中から2つ以上の取組を実施し、結婚新生活支援事業を実施する市町村と連携すること。
- (4) 都道府県が、(3)に規定する連携自治体の協力の下、結婚新生活支援事業の認知度向上のための広報を実施すること。
- (5) こども家庭庁が実施する事業の実施状況に関する調査等（フォローアップ）に協力すること。

一般コース（補助率：1/2）

上記以外の自治体

結婚ムーブメント推進事業

地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型支援の充実

官民共同で設置した「SAITAMA出会いサポートセンター」（通称「恋たま」）で、身だしなみアドバイス等の丁寧な相談対応等を実施

内容

- ・オンラインによる結婚相談 週2回
- ・各市町での出張相談会

市町村の参画内容

- ・出張相談会を実施するための会場の確保
- ・SNSでのPR、チラシ・動画の掲示等による広報
- ・ボランティア等の選定

結婚支援コンシェルジュ

結婚支援コンシェルジュの活用により、「恋たま」事業及び市町村が実施する結婚支援に対する取り組みの深化を図る。

内容

- ・コンシェルジュの任用
→週5日フルタイム×2人
- ・各市町村や企業へのサポート・新規開拓

市町村の参画内容

- ・コンシェルジュとの、課題や市町村の取組方針およびイベントやセミナーの開催情報の共有

埼玉県の働き方改革推進の取組について（男性育休・両立支援関係）

企業向け支援

- **働き方改革セミナー（テーマ：男性育休）の開催**
 - 男性の働き方見直しの取組についての講義、企業の先進事例を紹介
- **男性育休取得促進に取り組む企業へのアドバイザー派遣**
 - 社会保険労務士などのアドバイザーを派遣し、企業の課題解決を支援
- **「男性育休推進宣言企業」制度**
 - 男性の育児休業取得を推進している企業を登録し、宣言内容を広く発信
★登録企業：353社1,960事業所（令和7年3月末時点）
- **「男性育休推進員」によるアドバイス**
 - 育休取得しやすい職場環境整備に取り組む企業に対し、実績のある企業がアドバイスを行う



労働者向け支援

- **仕事と生活の両立支援窓口**
 - 仕事と子育ての両立に悩む労働者を対象に、専門の相談員が、電話等による相談・情報提供を行う

専用ダイヤル **048-830-4515**

仕事の継続にお悩みの方

**仕事と生活の
両立支援
相談窓口**

介護、子育て、病気治療などで仕事の継続にお悩みの方は、まずはこちらまでご相談ください。相談員がお答えするほか、必要なサービスの提供窓口のご案内や、役に立つ情報の提供も行います。

市町村の皆様へ

- ✓ 今年度、隔週火曜に夜間相談(19時まで)を開始しました
 - ✓ リンク用バナーも作成しましたので、貴市町村のホームページにリンクを貼っていただければ幸いです
- <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/rodo/seikatsu-youritsu/index.html>

介護・子育て・病気治療中でも「働く」を諦めない
**仕事と生活の
両立支援相談窓口**



➤ 埼玉PX（ピーエックス）大賞の開催

- 男性の育児と仕事の両立を積極的に支援する県内中小企業を「埼玉PX大賞」として表彰
- 受賞企業の取組を表彰式や県ホームページ等を通じて広く発信することにより、受賞企業のイメージアップや人材の確保に繋げていただくとともに、他の企業へ取組の普及を図っていく



＜埼玉PXとは＞父性を意味するパタニティと変革を意味するトランスフォーメーションを組み合わせた造語。埼玉県内の企業が、男性従業員の育休取得の推進を契機として、誰もが安心して育児と仕事を両立できる職場環境づくりなど、組織の活性化や企業風土の改革に取り組むことを指している。

「第1回埼玉PX大賞」の実施結果



- | 大賞 | セキネシール工業株式会社（小川町） |
|-----|--------------------|
| 奨励賞 | アイバ産業株式会社（さいたま市） |
| | 新興プラント工業株式会社（所沢市） |
| | 株式会社ティー・アイ・シー（越谷市） |
| | 株式会社日さく（さいたま市） |

市町村の皆様へ

- ✓ 現在、第2回埼玉PX大賞の候補企業を募集中です（8/29(金)まで）
- ✓ 管内に男性の育休取得に積極的な中小企業がございましたら、ぜひ応募をお勧めしていただけますようお願いいたします

第2回 埼玉PX大賞

男性の育休取得に積極的な中小企業を表彰します!!

応募締切 **8/29(金)**

埼玉県では、県内企業における男性の育休取得を促進し、働き方改革を推進するため、本県内の中小企業を対象に、男性の育休取得に積極的な中小企業を表彰します。